

資金分配団体公募受付システムDB

1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 欠格事由について

欠格事由について確認しました

(2) 公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3) 規程類の後日提出について

規程類の後日提出について確認しました

(4) 情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

■ 申請団体に関する記載

申請団体の名称

株式会社全農ビジネスサポート(24通1)

団体代表者 役職・氏名

代表取締役社長 小畑 俊哉

法人番号

8010001020609

申請団体の住所

東京都文京区小石川一丁目1番1号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

福岡県福岡市中央区天神4-1-1第7明星ビル3階

■ 申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

1. 助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2. 連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソ シアムの有無

コンソ シアムで申請し
ない

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソ シアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソ シアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、 一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)欠格事由について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

女性キャリア形成によるキラキラ職域・地域づくり事業

複数選択

ソーシャルビジネス形成支援事業

休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報		資金分配団体			
申請団体	資金分配団体				
資金分配団体	事業名(主)	女性キャリア形成によるキラキラ職域・地域づくり事業			
	事業名(副)				
	団体名	株式会社全農ビジネスサポート	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1	②ソーシャルビジネス形成支援事業				
事業の種類2					
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	<input type="checkbox"/> ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	<input type="checkbox"/> ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	<input type="checkbox"/> ③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	<input type="checkbox"/> ④ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	<input type="checkbox"/> ④ 働くことが困難な人への支援
	<input type="checkbox"/> ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	<input type="checkbox"/> ⑥ 女性の経済的自立への支援
	<input type="checkbox"/> ⑦ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	<input type="checkbox"/> ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	<input type="checkbox"/> ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	<input type="checkbox"/> ⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_8.働きがいも経済成長も	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	県からの雇用促進事業の受託や中小の案件形成からPR活動につなげてきており、雇用創出、イノベーション支援を通じて地域産業育成に取り組んでいる。
_9.産業と技術革新の基盤をつくろう	9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。	人口減少、高齢化により地域産業としての農業・食品産業就業人口が減少していることに対しPR活動を通じ持続可能な産業となるよう活動している。
_17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	地域づくりにおいて関係者のパートナーシップに基づく合意形成等に寄与する活動を行ってきた。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	100/200字
<p>地域における一次～三次産業の所得向上と地域活性化を図るため、生産・流通事業者と消費者を結ぶ懸け橋となる事業サポートをおこなっている。当社のノウハウや専門性を活かした価値あるサービスを提供していく。</p>	
(2)団体の概要・活動・業務	174/200字
<p>JA全農が100%を出資する子会社。東京の本店、地方6支店において地域産品の6次産業化、広告宣伝をはじめ業務受託ならびに情報システム開発・運用管理等の事業を展開している。近年は地域産業に就労を検討している人材と地域企業（生産者等）を繋ぐ活動も行っており、地域を担う生産・流通企業・団体および行政等の農林水産業の推進PRに関する事業等を受託している。</p>	

資金提供契約締結日と事業開始日が異なります。原則として日付を一致させてください。

II. 事業概要

国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
---------	---	-----------	----------------

実施時期	(開始) 2024/11/1	(終了) 2028/3/31	対象地域	福岡県を中心とした北部九州地域（佐賀県、大分県、熊本県）	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	北部九州地域に住むキャリア支援が必要な女性及び多様性を踏まえた職場環境をつくろうとする企業。			(人数)	97万3千人（福岡県、佐賀県、熊本県、大分県の女性非正規雇用者数）及び地域、地域内企業300社	
最終受益者	北部九州地域に住む若者や子育て女性、パートタイマーなどの非正規雇用女性を中心とした就労支援が必要な方。子育て女性の支援を通じてその子ども達。			(人数)	事業の対象となり得る女性 約2,000人	
事業概要	<p>北部九州地域においては労働人口は増加しているものの、非正規社員の増加によるもので、労働者一人当たりの収入は増加していない。非正規社員の3分の2は女性（福岡県 57.5万人、佐賀県 11.8万人、熊本県 17万人、大分県 11万人の約97万人 ※令和4年就業構造基本調査）となっており、物価高騰や長期化したコロナの影響で女性の貧困が顕在化している。また、地域産業の人材不足は深刻であるが、コロナ禍を経て都会ではオンラインワークへの切り替えが進み、「働き方」や「暮らし方」が大きく変わってきているが、北部九州地域ではその変化に対応できていない。</p> <p>これらに対応するため、地域企業への多様な働き方への理解、特に女性の働き方への理解促進が重要である。また、それを実現するためには、男性中心型の労働慣行となっている既存の事業を変革し、新しい「収益部門」「職域」を創造し、その効果を企業・地域で波及させる必要がある。</p> <p>さらには、非正規や不安定な働き方をしている女性に対してスキルアップやライフデザインサポートを通じて目標に向かうための支援を行う。地域企業に対しては、女性が働き続けられる環境整備支援と、それを実現するための生産物の高付加価値化支援を行い、地域の女性がやりがいを感じ、経済的に安定した活躍ができる場を提供することを支援する。</p> <p>また、子育てや介護支援への対応も含めた職場環境整備や、企業内での多様な働き方の導入をサポートし、地域企業の高付加価値化を推進することで、地域社会全体の活性化を目指し、多様な人材が活躍できる地域社会の構築を目指す。</p>					
669/600字						

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	910/1000字
<p>当社は福岡県において非正規社員や就労希望者を対象にした「正社員チャレンジプログラム」を受託し取り組んでいる。その中で、北部九州地域（福岡県を中心とした佐賀県、大分県、熊本県。以下「同地域」）における女性の就業機会・環境整備が不足していることが分かった。同地域では非正規職員の3分の2を女性が占めており、一人当たりの所得は横這いで実質手取りは減少している。若い女性は地方から都市部に流出し、地方のシングルマザーや介護を担っている女性は望むような就労機会、就業環境が見つからない。女性のやりがいがあり、経済的に安定した活躍できる場がない。結婚・出産・介護等で離職した女性たちの就労先は単純作業等が多く、収入も身分も安定しないことから将来の不安感・焦燥感等がある。男性中心型労働慣行の企業風土が根強く女性管理職の割合も1割に満たない。働き方改革に伴う意識醸成に関する施策は行われているものの、地域産業の構造上、1次2次産業（農林水産業及び食料産業。いわゆる「フードビジネス」）が多く女性が希望する形で活躍できる職域が少ないという課題がある。</p> <p>一方、同地域においてフードビジネスは重要な産業であるが、高齢化が進み、地域の維持が危ぶまれている。また、国内需要は人口の減少と高齢化を受けて、価格転嫁が十分には進まない状況にある。</p> <p>当社は需要を喚起するための6次産業化、商品化、広報・広告・販促、輸出事業、観光事業等（以下「6次産業化等」）のサポートを行ってきたが、今後の地域の動向や国内需要を考慮すると高付加価値化や販路の確保・開拓を進めるため6次産業化等を進め、地域の貴重な担い手である女性の活躍の場を創出する更なる取り組みが必要である。</p> <p>そこで、北部九州地域において、地域の主要産業としてのフードビジネスにおいて女性ならではのスキルや感性を生かすことで、商品に付加価値を生み出し、女性が企業に必要とされ、女性が働きやすい職場環境を整備することにより、女性のやりがいや経済的自立（正規社員への登用やプロジェクトリーダー等への昇進）に寄与することを目的に新たな職域・地域づくりに取り組み、その知見を地域に波及する仕組みづくりを行う。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	152/200字
<p>各県・市町村においてはそれぞれ女性の就労支援事業などの取り組みがなされている。また、フードビジネスの振興も行われているものの、コンサルティング会社に委託することが多く、諸政策が所期の目的を果たしていない事例が散見される。また産業構造を考慮した民間企業における女性の就労機会を創り出すことには至っていない。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	132/200字
<p>1次2次産業の高付加価値化に取り組んできたが、地域でそれを支える人的資源の枯渇が顕在化している。行政委託事業として「正社員化プログラム」などに取り組んできたが、マッチング、参加者へのセミナーに留まり、地域企業の新しい取り組みと併せての取り組みが必要だと考えている。</p>	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	133/200字
<p>本事業は女性の雇用促進と産業振興、まちづくりと横断的な内容であるため、重要な内容であるにも関わらず、包括的に行われていない。そこで職域創造による雇用促進と地域産業の高付加価値化の事業づくりを同時に行うことが可能な休眠預金等活用事業による複数年事業での実施を希望する。</p>	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
<p>事業終了後5年後に北部九州地域において女性のリスクリング等就労支援、地域企業における新しい収益事業、職域の創設と就労環境整備により女性のニーズに沿った就業先が確保され、困難な状況・不安定な働き方を余儀なくされる女性が減少する。地域企業においては、多様な人材確保及び新領域事業展開が着実に動き出している。地域の女性と企業の取り組みを両輪として当該地域社会における困難を抱える方への支援と地域社会の活力の向上が図られている。</p>

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
本事業推進のリーダーとなる女性を登用する。 また、女性の働きやすい環境整備（子育て、介護、病気への対応等がなされ）の必要性が企業に浸透し企業の意識が変化する。		①多様性を踏まえた人材確保の中長期目標の策定 ②アンケート調査結果 ③企業向け意識醸成のためのセミナー等の参加回数・人数		①実績なし ②必要性の認識低 ③実績なし			①中長期目標が策定されている ②必要性があるが70%以上 ③9回、のべ100人
女性雇用環境整備に繋げるための女性の感性を活かした新商品・サービスの開発		①新規開発やリニューアルした商品、サービスの数 ②女性の働きがいに関するアンケート調査結果		①魅力的な商品・サービスが無い。（または改善が必要） ②未実施			①付加価値の高い新商品やリニューアル商品・サービス等が3つ以上生まれている。 ②働きがいがあるが70%以上
シングルマザーや弱い立場の女性のやりがいと経済的自立につながる		①実行団体の女性の就業者数、プロジェクトリーダー等への抜擢数 ②女性向けキャリア支援セミナー等受講者の数		①登用されていない、女性が少ない、収入が低い（男性優位） ②実績なし			①3人以上の登用、責任者への抜擢がなされる ②実行団体の女性社員の1/3以上がセミナーを受講する
雇用（キャリアアップ）した女性の活躍により、企業業績が改善され、地域で女性活躍の場が広がっていく。		①販路開拓先の数 ②当該部門での収益化 ③当該部門の女性スタッフの数		①水準 ②達成されていない ③実績なし			①取引先増やエリア拡大 ②商品・サービスの販売が開始される ③女性スタッフが増加する

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
女性の雇用機会の創出、実行団体への女性リーダーの登用を働きかける。 女性のリスクリング等に関する知見の向上		①実行団体の女性の就業者数、プロジェクトリーダー等への抜擢数 ②女性向けのリスクリング、地域就労に係る研修会の開催数 ③参加者へのアンケート調査		①女性が登用されていない・少ない。 ②0回 ③未実施			①女性の新規雇用数・正規雇用等へのキャリアアップ数 ②9回 ③参考になったが70%以上
企業への人材確保と職場環境づくりの勉強会で企業の気づき、意識の変革をもたらす		①企業向け意識醸成のためのセミナー等の実施回数、参加団数 ②参加者へのアンケート調査 ③ヒアリング調査		①0回 ②未実施 ③未実施			①半年ごと6回 ②多様性を許容できる職場環境が必要が70%以上 ③改善されたが50%以上
新商品・サービスの開発支援により、実行団体の女性の就労環境改善活動を継続させる。		①付加価値の高い商品セミナー、勉強会、広報戦略策定、商談会の開催及び個別相談 ②商材、販路確保のためのマッチング数 ③新規開発やリニューアルした商品の数		①0回 ②なし ③実行団体に魅力的な商品・サービスが無い。（または改善が必要）			①セミナー等9回、個別相談30回 ②3団体×3=9 ③新商品やリニューアル商品・サービス等 3件以上
本事業に関連する女性のコミュニティを創設し、生活、仕事等に係る相談等出来る環境をつくり、女性の心身の安定に繋げる。		①創設するコミュニティ数 ②相談の場となるミーティング等の数		①なし ②0回			①1つ ②12回

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
事業担当役員（取締役）を決定し、組織全体として事業推進に関わる体制を整える。	2025年4月～	38/200字
対象女性が非正規雇用等から新規事業のプロジェクトリーダー等に抜擢されることで、やりがいや働き甲斐を感じ、モチベーションが上がる。	2025年4月～	64/200字
多様性を踏まえた人材確保の中長期目標が策定され、本事業推進のリーダーとなる女性登用や心的安全性の高い職場環境を実現する。 女性の働きやすい環境（社内での託児スペース設置、フレックス勤務導入、育児・介護等への対応が可能となる等）の整備 事業対象となる女性向けの各種セミナー、見学・視察、体験研修への参加によるスキルのリスキリング	2028年2月 2025年7月～2026年3月 2025年4月～2028年2月	163/200字
企業（経営層や総務・人事課）及び企業で働く男女（一般層を含む）を対象としたセミナー等への参加による意識の醸成 事業実施期間中はセミナーのアーカイブをオンラインで視聴できるようにして、段階別の内容として蓄積できるようにする。	2025年4月～2028年2月	111/200字
市場調査、販路開拓、広報等研修の参加、専門家等の活用による女性の感性を活かした新商品・サービスの開発 上記により付加価値の高い新商品・リニューアル商品・サービス等が生まれるとともに、販路拡大がなされる。	2026年4月～ 2028年2月	101/200字
新商品や販路拡大等により売上、収益の増を継続した安定雇用に繋げる。 女性の活躍により、企業業績が改善され、地域で女性活躍の場が広がっていく。	2025年4月～2028年2月 2028年2月	70/200字
		0/200字
		0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
<p>実行団体の公募（公募説明会、事業計画の書き方相談会開催、個別相談会開催、外部有識者による審査会、採択後のオリエンテーション） 公募説明会3回、申請書の作成に関する相談会2回、個別相談を可能な限り対応し、申請内容の高度化を図る。審査においては、人材育成、流通経済の専門家等を招集し開催し採択する。採択後のオリエンテーションは集合研修、個別現地で実施予定。</p>	2024年12月～2025年3月	176/200字
<p>女性と企業とのマッチング機会の提供、女性向けのリスキリング、地域就労に係る研修会の開催 ①これまでの実績を活かし、当社及び必要に応じて人材派遣会社等との協働によるマッチング会等雇用機会の提供を行う。 ②女性向けのリスキリング研修、地域就労に係る研修会は行政等関係者にも解放し、女性雇用核に向けた実務的な内容とする。各年度3回程度開催。</p>	①2025年度4月～7月を目処に実施 ②2025年度～2027年度実施	167/200字
<p>実行団体向け（地域企業向け）人材確保と職場環境づくりに関する勉強会の開催 当社及び人材派遣会社等との協働により、人材確保につながる勉強会を提供する。当社総務部等に蓄積された時短勤務等の導入に関するスキーム等を提供し、スムーズな社内運用を促す。 相談窓口の設置、半期ごとの職場環境づくりに関するヒアリングを行い改善を促す。</p>	2025年度2026年度を中心に実施	160/200字
<p>付加価値の高い6次産業化による商品、販路づくりのためのノウハウ移転のためのセミナー、勉強会、広報戦略策定、商談会の開催 材料から付加価値の高い商品開発、販路づくりを目指して、目指す地域・市場の最新情報の提供、視察会の提供、広報戦略策定、実稼働に繋がる商談会開催などの支援を行う。</p>	2025年7月～2028年2月	139/200字
<p>商材、販路確保のためのマッチング（輸出業者、マーケティング専門家、商談会等運営会社、機材メーカー、製作者社等）機会の創出 実行団体独自の販売促進活動を行うに当たって、必要な関係企業、団体等の紹介等により活動実施のサポートを行う。</p>	2025年7月～2028年2月	114/200字
<p>公式SNSの作成・情報発信（公募情報や事例の公開等） 当事業による活動を適宜SNS等で発信し、取り組みを模索している地域・企業に提供し、適切な情報公開に努める。</p>	2025年7月～2028年2月	80/200字
<p>女性コミュニティの創出 本事業に係る女性が仕事や生活の相談が出来るコミュニティを創設する。SNSグループを立ち上げ、抱えている生活や仕事の課題などを話し合い、四半期ごとのミーティングや収穫祭などの現地イベントを開催する。</p>	2025年12月～2028年2月	110/200字
<p>組織基盤強化、ガバナンス・コンプライアンス体制整備のための集合研修及び個別支援 助成金事業に必要なガバナンス・コンプライアンス体制整備に係る集合研修を専門家招聘の上行う。また個別に当社本社総務部門や必要に応じて専門家の派遣などを行う。</p>	2028年2月迄	117/200字

V. 広報戦略および連携・対話戦略

<p>広報戦略</p>	<p>当社は広告代理店であり、食料産業のリーディングカンパニーである全農グループである強みを活かして、地域のフードビジネス事業者とのネットワークを持っている。併せてプレスリリース、公式SNSの作成・情報配信、関係団体等への個別案内、公募説明会の開催を行う。</p>	125/200字
<p>連携・対話戦略</p>	<p>行政との連携実績に加え、近年は地域企業・団体と協働して人材教育、人材マッチング、セミナー等の開催実績がある。 また地域産品の商品化や6次産業化については行政委託事業、民間委託事業等での連携実績を有している。管轄である九州沖縄の300を超える農業・食料関連企業及び団体との取引もあり、ニーズを把握して事業実施できる体制がある。</p>	163/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	<p>本事業を通じて、就労や環境改善を希望する女性と労働力を確保したい地域企業とのマッチング、人材育成、また新たな商品開発のスキルを高め、今後のサービス展開に活かしていくことができる。</p> <p>当事業事業終了後は、特に食料産業における政策提言に繋げられるよう情報を整理し、類似事業や他の一次産業の課題解決のためグループ企業と連携した支援について検討を進め、継続した支援となるよう事業化を進めていく。地域が抱える課題可決が出来る地域総合支援企業となるべく努力していく。</p>	226/400字
実行団体	<p>新規商品の開発や販路確保については、企業の資金繰り対応や担当スタッフの確保が難しく取り組めていなかった。</p> <p>本事業の活用により、女性の就労環境を改善することにより、必要なスタッフを確保し、課題の洗い出しや魅力的な商品開発等を踏まえた新たな販売ルートの開拓等により、高付加価値化を図る。</p>	141/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	155/800字
<p>助成金事業実務経験のある担当者（福岡県関連団体にて助成金分配及び伴走支援の実績）を配置し、外部から休眠預金等活用事業における助成金分配及び伴走支援実績を持つ人材を事務局補佐として、また各分野より専門家を招聘し、本社担当部署を含め定期的に事業推進に係る勉強会、意見交換会を開催するなど事業推進に万全の体制を取る。</p>	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	420/800字
<p>福岡県を含む複数自治体より「正社員化プログラム」及びそれに類似する事業を受託。ブランド化、商品化、認知度アップ等に係る事業の受託。</p> <p>特に近年においては民間企業・団体との連携体制を構築し、当社単体では解決が難しい就労支援等の課題にも挑戦している。</p> <p>①就労支援事業：福岡県の「正社員チャレンジプログラム」をはじめ類似する事業を受託。また、食農体験やセミナー・研修の企画・運営の中で、就農希望者のヒアリングから行政・団体・農業法人等の窓口への紹介等をおこなっている。</p> <p>②連携・マッチング：就労支援事業では地元人材企業との協働実施。セミナー・研修・商品開発では各分野の専門家や視察に係る旅行業者をはじめJA（生産者）加工業者・機械メーカー等と連携。輸出販路拡大ではニーズ調査、パッケージ作成・テスト販売・広報、効果検証、分析、オンライン事業報告会までの一連の企画・運営も実施。</p> <p>③伴走支援：各種研修の事務局やJA等が主催する全国大会事務局等を担当。</p>	

Ⅷ.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3団体	
(2)実行団体のイメージ	事業推進に当たり担当役員（取締役）を中心として組織体制を構築できる企業団体を対象とする。 女性の活躍と付加価値の高い商品開発による職域創設に積極的な地域の中堅食料食品産業事業者をメインに法人格を有することを前提として生産者グループや飲食店運営企業も事業趣旨に沿った内容であれば申請可能とする。	146/200字
(3)1実行団体当り助成金額	2団体3,500万円、1団体5,000万円 申請事業内容に応じて団体間の調整を行う。	42/200字
(4)案件発掘の工夫	当社は九州沖縄を業務エリアとしており、常時300を超える農業経営、企業・団体との取引がある。プレスリリースやそれらの団体等に対し個別で案内することもSNS等当社媒体による広報も行う。対象地域市町村への案内、公募説明会、事業計画書き方相談会等を通じて案件発掘及び申請書内容の高位平準化を目指す。	147/200字

Ⅸ.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	P ■■■■■ 県外郭団体での助成事業事務局経験あり。国産農林水産物PR事業の企画・運営) PO補助 ■■■■■ 農業団体等のHP作成・SNS広報等) 本社総務より助成就労に係る知見、時短労働に係る就業規則作成などのアドバイスを得る。 事業推進補助 助成金事業専門家（休眠預金事業含む助成金事業に精通）1名 外部協力組織：人勢育成・マッチング企業、マーケティング専門家、各種制作会社・デザイナー、メディア・インフルエンサー等				206/200字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
※資金分配団体制	2	新規採用人数 (予定も含む)	2	名	予定なし(左記メンバーは全員 本事業専従予定)
	名	既存PO人数		名	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	当社は変化するニーズと社会情勢に対応する執行体制を取っている。役員に弁護士を配置するなどガバナンス・コンプライアンスを重視しており、事業執行を適切に行えると考えている。				84/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体	資金分配団体	
事業期間	2024/11/1 ~ 2028/3/31	
資金分配団体	事業名	女性キャリア形成によるキラキラ職域・地域づくり事業
	団体名	株式会社全農ビジネスサポート

	助成金
事業費	141,148,750
実行団体への助成	120,000,000
管理的経費	21,148,750
プログラムオフィサー関連経費	27,144,500
評価関連経費	13,050,000
資金分配団体用	7,050,000
実行団体用	6,000,000
合計	181,343,250

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	2,702,500	66,208,750	36,118,750	36,118,750	141,148,750
実行団体への助成		60,000,000	30,000,000	30,000,000	120,000,000
-					
管理的経費	2,702,500	6,208,750	6,118,750	6,118,750	21,148,750

2. プログラム・オフィサー関連経費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	3,222,500	7,974,000	7,974,000	7,974,000	27,144,500
プログラム・オフィサー人件費等	2,075,000	4,980,000	4,980,000	4,980,000	17,015,000
その他経費	1,147,500	2,994,000	2,994,000	2,994,000	10,129,500

3. 評価関連経費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	550,000	4,220,000	4,180,000	4,100,000	13,050,000
資金分配団体用	550,000	2,220,000	2,180,000	2,100,000	7,050,000
実行団体用		2,000,000	2,000,000	2,000,000	6,000,000

4. 合計

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	6,475,000	78,402,750	48,272,750	48,192,750	181,343,250

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体
団体名	株式会社 全農ビジネスサポート		
郵便番号	112-0002		
都道府県	東京都		
市区町村	文京区		
番地等	小石川1丁目1番1号文京ガーデンゲートタワー10階		
電話番号	092-718-8055		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.z-bs.co.jp/index.html	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	1960/09/01		
法人格取得年月日			

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ オバタトシヤ
	氏名	小畑 俊哉
	役職	代表取締役社長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	11
理事・取締役数 [人]	8
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	3
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	762
常勤職員・従業員数 [人]	762
有給 [人]	762
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	なし
助成を受けた事業の実績内容	

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	女性キャリア形成によるキラキラ職域・地域づくり事業
団体名:	株式会社全農ビジネスサポート
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む、以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、**全団体、該当箇所への記載が必要です。**

〔注意事項〕
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 株主総会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	共-I-01定款	第10条
(2)招集権者		公募申請時に提出	共-I-01定款	第10条
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出		
(4)招集手続		公募申請時に提出	共-I-01定款	第11条
(5)決議事項		内定後1週間以内に提出		
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	共-I-01定款	第13条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	共-I-01定款	第15条
● 取締役の構成に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	内定後1週間以内に提出		
(2)取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 取締役会の運営に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	内定後1週間以内に提出		
(2)招集権者		公募申請時に提出	共-I-01定款	第22条
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出		
(4)招集手続		公募申請時に提出	共-I-01定款	第23条
(5)決議事項		内定後1週間以内に提出		
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	共-I-01定款	第24条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	共-I-01定款	第27条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 取締役の職務権限に関する規程				
【参考】JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出		
● 監査役の監査に関する規程				
監査役及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出		
● 役員報酬に関する規程				
(1)役員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)報酬の支払い方法		内定後1週間以内に提出		

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	共-IV-09 反社会的勢力への対応基本方針	全項
(3) 私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4) 利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(6) 情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(7) 個人情報の保護	公募申請時に提出	共-IV-05 個人情報保護に関する基本方針	全項	
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 職制		内定後1週間以内に提出		
(3) 職責		内定後1週間以内に提出		
(4) 事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~3.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3. 取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3) 緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4) 緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出		
(4) 勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6) 収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7) 決算		内定後1週間以内に提出		

定 款

改定 2023年6月30日

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社全農ビジネスサポートと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 情報システムに関する開発・保守・運用業務
- (2) 情報処理機器・ソフトウェア・通信回線等の販売・斡旋・賃貸借および保守
- (3) 情報システムに関する調査・研究・分析・教育研修およびコンサルティング
- (4) 不動産の売買、賃貸借、仲介およびコンサルティング
- (5) 舎宅等福利厚生施設の管理、運営の受託
- (6) ビル等の設備の保全・保守管理、駐車場管理等ビル管理全般
- (7) 建築物の清掃、殺虫・殺そ、消毒、緑化、産業廃棄物の収集運搬および処分等の環境整備請負、クリーニング所（取次）
- (8) 建築工事の請負および住宅の建設・販売
- (9) 建築工事の企画、調査、設計および工事管理
- (10) 貨物荷捌、家畜、家きんの飼育管理、耕作等の作業請負、事務処理の受託・代行
- (11) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業および生命保険募集業
- (12) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）にもとづく共済代理店業
- (13) 紙袋、その他包装容器、包装資材の販売、賃貸
- (14) 印刷、出版および総合広告代理店業ならびに関連資材の販売
- (15) 種苗、飼料、肥料、石油類および関連商品等の売買および加工業
- (16) 飲食店業、料理店業
- (17) 米穀、農畜産物その他一般食料品の販売
- (18) 切手・収入印紙、商品券、事務用品、日用品、煙草、記念品等の販売
- (19) 古物売買業
- (20) 電気製品、オフィス什器、自動車その他の耐久資材の販売
- (21) 葬祭に関する情報の提供、仲介斡旋ならびに仏壇、墓石および葬具の売買

経営

- (22) 健康管理支援業務
- (23) 酒類の販売
- (24) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都文京区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する方法によりおこなう。

(機関)

第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 会計監査人

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、100,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規定)

第8条 当社の株主名簿への記載または記録、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

(基準日)

第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株

経営

主総会は必要がある場合に招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。
- 3 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

(招集手続)

- 第11条 株主総会を招集するには、法令に別段の定めがある場合を除き、開催の日時と場所、目的事項を取締役会で決議後、株主総会の日々の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第12条 株主総会は、取締役社長が議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会の成立・決議の方法)

- 第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもっておこなう。
- 2 取締役または株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第16条 当社の取締役は3名以上12名以内とする。

(取締役の選任)

第17条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠または増員のため選任した取締役の任期は、他の在任する取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役の報酬等)

第19条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の設置)

第20条 取締役会は、すべての取締役をもって組織する。

2 取締役会は、法令または定款に定める事項の他、経営上の業務執行の基本事項について決定し、取締役の業務の執行を監督する。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役副社長および専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会を招集するには、会日、場所および議題を掲げて、各取締

経営

役および監査役に対し、会日の2日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要ある場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

(取締役会の決議の省略)

第25条 前条の規定にかかわらず、取締役会の決議事項の提案について、議決権を行使することができる取締役の全員が、書面または電磁的記録により、その提案に同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会規定)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。

(取締役会議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第28条 当社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠のため選任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

経営

(監査役の報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の権限)

第32条 監査役に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役の定める監査役監査規定による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

2 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が定める。

2 代表取締役は、会計監査人の報酬等を定める場合には、監査役の過半数の同意を得なければならない。

第7章 計算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 当会社は、剰余金の配当をおこなう場合は、株主総会で都度決議する。

(剰余金の配当基準日)

第38条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を支払う。

(剰余金の配当の除斥期間)

経営

第39条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

付 則 (抄)

(施行期日)

1. この定款の変更は、2023年6月30日から施行する。

(改定履歴)

制定 昭和 35 年 8 月 25 日
改定 昭和 43 年 12 月 27 日
改定 昭和 44 年 9 月 29 日
改定 昭和 44 年 12 月 19 日
改定 昭和 46 年 9 月 29 日
改定 昭和 48 年 3 月 27 日
改定 昭和 50 年 9 月 29 日
改定 昭和 51 年 11 月 26 日
改定 昭和 56 年 8 月 1 日
改定 昭和 58 年 9 月 27 日
改定 昭和 59 年 3 月 29 日
改定 昭和 63 年 9 月 27 日
改定 平成 2 年 10 月 23 日
改定 平成 3 年 10 月 22 日
改定 平成 7 年 10 月 26 日
改定 平成 8 年 3 月 1 日
改定 平成 13 年 11 月 1 日
改定 平成 14 年 10 月 24 日
改定 平成 17 年 4 月 1 日
改定 平成 18 年 7 月 1 日
改定 平成 20 年 1 月 31 日
改定 平成 20 年 6 月 27 日
改定 平成 24 年 12 月 19 日
改定 平成 27 年 6 月 29 日
改定 平成 28 年 6 月 28 日
改定 平成 29 年 6 月 29 日
改定 平成 2019 年 8 月 26 日
改定 平成 2020 年 11 月 24 日

個人情報保護に関する基本方針

改定 2022年 4月 1日

当社は、さまざまな事業活動のなかで、お取引先等みなさまの個人情報を正しく取扱うことが社会的責務であると認識し、以下の方針を遵守します。

1. 法令等の遵守

個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」という）、その他個人情報の保護に関する諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

また、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

○個人情報とは、保護法に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいいます。

○特定個人情報とは、マイナンバー法に規定する個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。

2. 利用目的

個人情報（特定個人情報を除く）は、利用目的をできる限り特定し、あらかじめ本人の同意を得た場合、および法令により例外として扱われる場合を除き、その利用目的の範囲内で取扱います。

特定個人情報は、利用目的を特定し、本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用はしません。

○本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいいます。

3. 個人情報の適正な取得と利用目的の通知等

個人情報の取得および利用目的の通知等は、適正かつ適法な手段で行ないます。

4. 第三者提供の制限

法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報（特定個人情報を除く）を第三者に提供しません。

また、マイナンバー法により例外として扱われるべき場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

コンプライアンス

5. 安全管理措置

取扱う個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また、安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。

6. 保有個人データの開示等

本人からの、保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、消去の求めに対し、法令に基づき対応します。

○保有個人データとは、保護法に定める当社が開示等を行う権限を有する個人データであって、政令で定めるもの以外のものをいいます。

7. 苦情の処理

取扱う個人情報に関する苦情に対し、適切かつ迅速に対応します。

8. 取扱・管理の改善

個人情報の取扱いおよび管理に関する内部監査を計画的に実施し、改善につとめます。

以 上

(改定履歴)

制定 平成19年 4月 1日
改定 平成20年 4月 1日
改定 平成23年 2月 1日
改定 平成26年 4月 1日
改定 平成27年12月 1日
改定 平成29年 5月30日

反社会的勢力への対応基本方針

制定平成 23 年 12 月 12 日

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、以下のとおり、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨むため、「反社会的勢力への対応基本方針」を定めます。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、組織全体としての対応を図るとともに、反社会的勢力に対する社員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面からの法的対応を行うこととし、あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、積極的に被害届を出すなど、刑事事件化も躊躇しません。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とするものであっても、事案を隠蔽するための裏取引や資金提供は絶対に行いません。

履歴事項全部証明書

東京都文京区小石川一丁目1番1号
株式会社全農ビジネスサポート

会社法人等番号	0100-01-020609	
商号	全農管財株式会社	
	株式会社全農ビジネスサポート	平成17年 4月 8日登記
本店	東京都千代田区内神田一丁目1番12号	
	東京都文京区小石川一丁目1番1号	令和 2年11月24日移転 令和 2年11月24日登記
公告をする方法	官報に掲載する方法により行う。	平成18年 7月 1日変更
		平成18年 7月13日登記
会社成立の年月日	昭和35年8月29日	
目的	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>情報システムに関する開発・保守・運用業務</u> (2) <u>情報処理機器・ソフトウェア・通信回線等の販売・斡旋・賃貸借および保守</u> (3) <u>情報システムに関する調査・研究・分析・教育研修およびコンサルティング</u> (4) <u>不動産の売買、賃貸借、仲介およびコンサルティング</u> (5) <u>舎宅等福利厚生施設の管理、運営の受託</u> (6) <u>ビル等の設備の保全・保守管理、駐車場管理等ビル管理全般</u> (7) <u>建築物の清掃、殺虫・殺そ、消毒、緑化、産業廃棄物の収集運搬および処分等の環境整備請負、クリーニング所(取次)</u> (8) <u>建築工事の請負および住宅の建設・販売</u> (9) <u>建築工事の企画、調査、設計および工事管理</u> (10) <u>貨物荷捌、家畜、家きんの飼育管理、耕作等の作業請負、事務処理の受託・代行</u> (11) <u>損害保険代理業、自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業および生命保険募集業</u> (12) <u>農業協同組合法(昭和22年法律第132号)にもとづく共済代理店業</u> (13) <u>紙袋、その他包装容器、包装資材の販売、賃貸</u> (14) <u>印刷、出版および総合広告代理店業ならびに関連資材の販売</u> (15) <u>種苗、飼料、肥料、石油類および関連商品等の売買および加工業</u> (16) <u>飲食店業、料理店業</u> (17) <u>米穀、農畜産物その他一般食料品の販売</u> (18) <u>切手・収入印紙、商品券、事務用品、日用品、煙草、記念品等の販売</u> (19) <u>古物売買業</u> 	

	<p>(20) 電気製品、オフィス什器、自動車その他の耐久資材の販売 (21) 葬祭に関する情報の提供、仲介斡旋ならびに仏壇、墓石および葬具の売買 (22) 前各号に付帯関連する一切の業務 令和 2年11月24日変更 令和 2年11月24日登記</p>	
	<p>(1) 情報システムに関する開発・保守・運用業務 (2) 情報処理機器・ソフトウェア・通信回線等の販売・斡旋・賃貸借および保守 (3) 情報システムに関する調査・研究・分析・教育研修およびコンサルティング (4) 不動産の売買、賃貸借、仲介およびコンサルティング (5) 舎宅等福利厚生施設の管理、運営の受託 (6) ビル等の設備の保全・保守管理、駐車場管理等ビル管理全般 (7) 建築物の清掃、殺虫・殺そ、消毒、緑化、産業廃棄物の収集運搬および処分等の環境整備請負、クリーニング所（取次） (8) 建築工事の請負および住宅の建設・販売 (9) 建築工事の企画、調査、設計および工事管理 (10) 貨物荷捌、家畜、家さんの飼育管理、耕作等の作業請負、事務処理の受託・代行 (11) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業および生命保険募集業 (12) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）にもとづく共済代理店業 (13) 紙袋、その他包装容器、包装資材の販売、賃貸 (14) 印刷、出版および総合広告代理店業ならびに関連資材の販売 (15) 種苗、飼料、肥料、石油類および関連商品等の売買および加工業 (16) 飲食店業、料理店業 (17) 米穀、農畜産物その他一般食料品の販売 (18) 切手・収入印紙、商品券、事務用品、日用品、煙草、記念品等の販売 (19) 古物売買業 (20) 電気製品、オフィス什器、自動車その他の耐久資材の販売 (21) 葬祭に関する情報の提供、仲介斡旋ならびに仏壇、墓石および葬具の売買 (22) 健康管理支援業務 (23) 酒類の販売 (24) 前各号に付帯関連する一切の業務 令和 5年 6月30日変更 令和 5年 7月 6日登記</p>	
発行可能株式総数	10万株	平成17年 4月 8日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 7万8854株	平成21年 4月 1日変更 平成21年 4月 1日登記
資本金の額	金5億9450万円	平成21年 4月 1日変更 平成21年 4月 1日登記

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。		平成27年 6月29日変更	平成27年 7月13日登記
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>前田 忠之</u>	令和 1年 6月28日重任	令和 1年 7月 3日登記
			令和 3年 6月30日退任	令和 3年 7月 7日登記
			令和 1年 6月28日重任	令和 1年 7月 3日登記
			令和 3年 6月30日退任	令和 3年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>下地 勉</u>	令和 1年 6月28日重任	令和 1年 7月 3日登記
			令和 3年 6月30日退任	令和 3年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>下地 勉</u>	令和 5年 6月30日重任	令和 5年 7月 6日登記
			令和 1年 6月28日重任	令和 1年 7月 3日登記
	<u>取締役</u>	<u>青山 優</u>	令和 3年 6月30日退任	令和 3年 7月 7日登記
			令和 5年 6月30日退任	令和 5年 7月 6日登記
			令和 1年 6月28日重任	令和 1年 7月 3日登記
			令和 3年 6月30日退任	令和 3年 7月 7日登記
	<u>取締役</u>	<u>青山 優</u>	令和 5年 6月30日退任	令和 5年 7月 6日登記
			令和 1年 6月28日重任	令和 1年 7月 3日登記
			令和 3年 6月30日退任	令和 3年 7月 7日登記
			令和 5年 6月30日退任	令和 5年 7月 6日登記
<u>取締役</u>	<u>木下 純宏</u>	令和 1年 6月28日重任	令和 1年 7月 3日登記	
		令和 3年 6月30日退任	令和 3年 7月 7日登記	
<u>取締役</u>	<u>木下 純宏</u>	令和 5年 6月30日退任	令和 5年 7月 6日登記	
		令和 1年 6月28日重任	令和 1年 7月 3日登記	
		令和 3年 6月30日退任	令和 3年 7月 7日登記	
		令和 5年 6月30日退任	令和 5年 7月 6日登記	

	取締役	<u>池田幸夫</u>	令和 1年 6月28日重任
			令和 1年 7月 3日登記
	取締役	<u>池田幸夫</u>	令和 3年 6月30日重任
			令和 3年 7月 7日登記
	取締役	<u>池田幸夫</u>	令和 5年 6月30日重任
			令和 5年 7月 6日登記
			令和 5年 7月28日辞任
			令和 5年 8月 7日登記
	取締役	<u>久保田治己</u>	令和 1年 8月26日就任
		令和 1年 8月29日登記	
取締役	<u>久保田治己</u>	令和 3年 6月30日重任	
		令和 3年 7月 7日登記	
取締役	<u>久保田治己</u>	令和 5年 6月30日重任	
		令和 5年 7月 6日登記	
取締役	<u>南俊也</u>	令和 2年 6月26日就任	
		令和 2年 7月 3日登記	
取締役	<u>南俊也</u>	令和 3年 6月30日重任	
		令和 3年 7月 7日登記	
		令和 5年 6月30日退任	
		令和 5年 7月 6日登記	
取締役	<u>長崎浩三</u>	令和 2年 6月26日就任	
		令和 2年 7月 3日登記	
取締役	<u>長崎浩三</u>	令和 3年 6月30日重任	
		令和 3年 7月 7日登記	
		令和 5年 6月30日退任	
		令和 5年 7月 6日登記	

	取締役	鈴木正行	令和3年6月30日就任
			令和3年7月7日登記
			令和5年6月30日退任
			令和5年7月6日登記
	取締役	田島裕	令和3年6月30日就任
			令和3年7月7日登記
	取締役	田島裕	令和5年6月30日重任
			令和5年7月6日登記
	取締役	小畑俊哉	令和5年6月30日就任
			令和5年7月6日登記
	取締役	白蓋昭人	令和5年6月30日就任
			令和5年7月6日登記
	取締役	前田徹	令和5年6月30日就任
			令和5年7月6日登記
	取締役	福高直樹	令和5年6月30日就任
			令和5年7月6日登記
	取締役	平木浩一	令和5年9月13日就任
			令和5年9月25日登記
	取締役	梶田泰久	令和6年1月22日就任
			令和6年1月31日登記
	代表取締役	久保田治己	令和2年6月26日就任
			令和2年7月3日登記
	代表取締役	久保田治己	令和3年6月30日重任
			令和3年7月7日登記
	代表取締役	久保田治己	令和5年6月30日重任
			令和5年7月6日登記

	監査役	阪本清	令和2年6月26日重任
			令和2年7月3日登記
	監査役	井田依孝	平成29年6月29日就任
			平成29年7月6日登記
	監査役	井田依孝	令和3年6月30日重任
			令和3年7月7日登記
			令和5年6月30日辞任
			令和5年7月6日登記
	監査役	沢登幸徳	平成31年4月1日就任
			平成31年4月9日登記
	監査役	沢登幸徳	令和3年6月30日重任
			令和3年7月7日登記
			令和4年3月31日辞任
			令和4年4月1日登記
	監査役	山口文経	令和4年4月1日就任
			令和4年4月1日登記
	監査役	臼田俊朗	令和5年6月30日就任
			令和5年7月6日登記
	会計監査人	満田庸一	令和2年6月26日重任
			令和2年7月3日登記
	会計監査人	満田庸一	令和3年6月30日重任
			令和3年7月7日登記
	会計監査人	満田庸一	令和4年6月30日重任
			令和4年7月12日登記
	会計監査人	満田庸一	令和5年6月30日重任
			令和5年7月6日登記

東京都文京区小石川一丁目1番1号
株式会社全農ビジネスサポート

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成20年6月27日設定 平成20年7月11日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成11年5月20日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 6年 2月 2日

東京法務局
登記官

佐藤美智代



2021年度（第62期）

事業報告

2021年4月 1日から

2022年3月31日まで



株式会社 全農ビジネスサポート

基本理念

私たちは、

- ◎ 専門性を活かした価値あるサービスを提供し、全農グループの発展に貢献します。
- ◎ 法令等を遵守し、高い倫理意識をもって誠実な企業活動をおこないます。
- ◎ お互いを尊重し、健康で活力ある企業として前進します。
- ◎ JAグループの一員として、自然を大切にする企業をめざします。

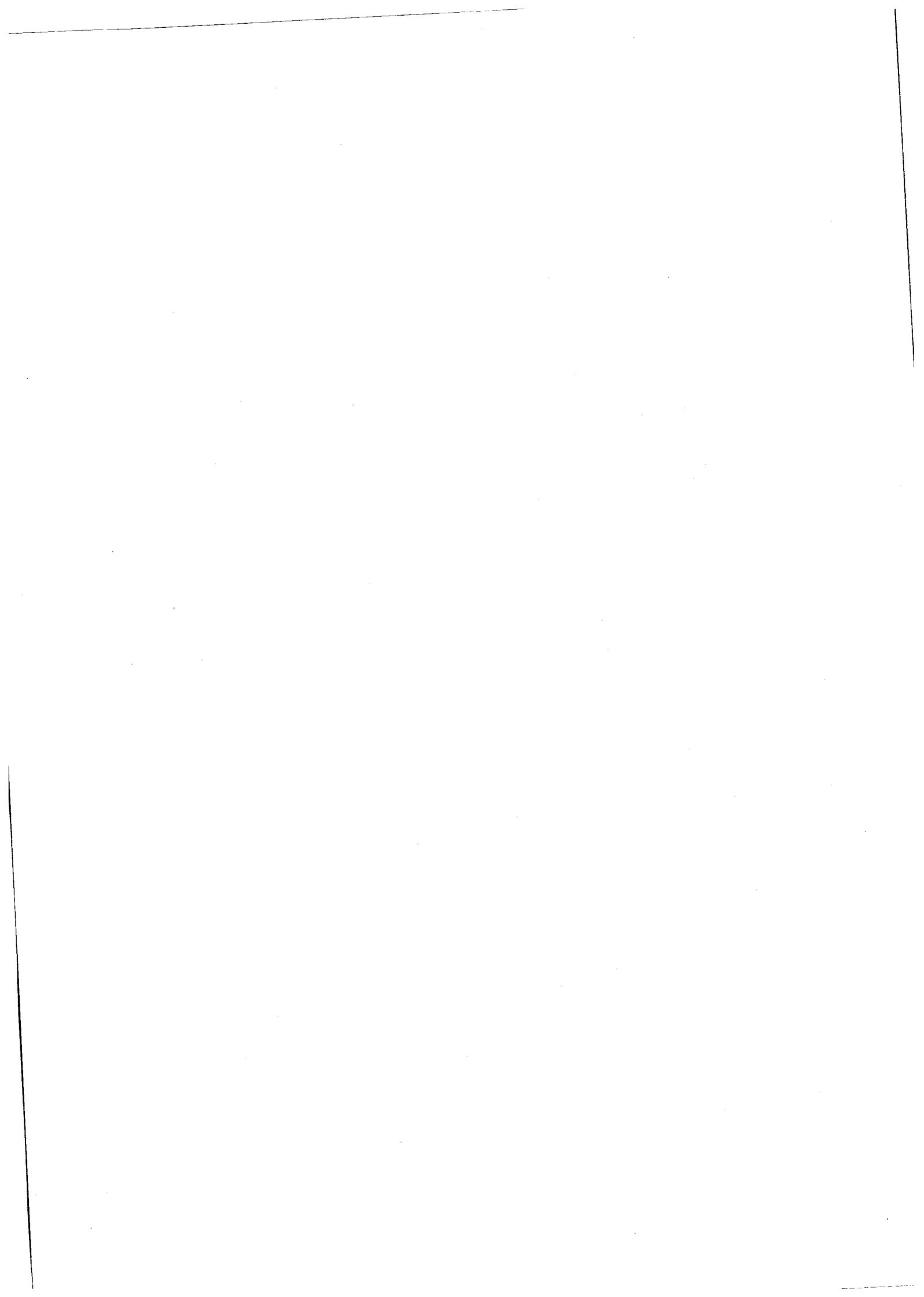
私たち全農グループは、**生産者と消費者を
安心で結ぶ懸け橋**になります。

— 私たちは「安心」を3つの視点で考えます。 —

- 営農と生活を支援し、元気な産地づくりに取り組みます。
- 安全で新鮮な国産農畜産物を消費者にお届けします。
- 地球の環境保全に積極的に取り組みます。

目 次

1. 会社の現況に関する事項	1
(1) 事業の経過およびその成果	1
(2) 部門別事業概況	1
(3) 対処すべき課題	5
(4) 財産および損益の状況の推移	6
(5) 資金調達の状況	6
(6) 重要な親会社の状況	6
(7) 親会社等との間の取引に関する事項	6
(8) 主要な事業内容	6
(9) 主要な事業所	7
(10) 使用人の状況	7
(11) 主要な借入先および借入額	7
2. 会社の株式に関する事項	7
(1) 発行可能株式総数	7
(2) 発行済株式の総数	7
(3) 当期末株主数	7
(4) 株主	7
3. 会社役員に関する事項	8
(1) 取締役および監査役の氏名等	8
(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額	9
(3) 社外役員に関する事項	9
(4) 社外役員の主な活動状況	9
4. 会計監査人に関する事項	9
(1) 会計監査人の氏名	9
(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9
(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針	9
5. 業務の適正を確保するための体制	10
6. 当社における基本方針の運用状況の概要	13



1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

ア. 当社は中期事業計画（2019～2021年度）において、“多様な機能の結集、磨き続ける専門性、託される会社へ！”のスローガンのもと、次の3点を基本施策として、より一層の事業機能の強化へ向けた取り組みをすすめました。

- ①「専門性の向上と多様な機能の結集による事業運営」
- ②「部門間・本支店間の連携強化によるシナジー効果の発揮」
- ③「災害に備えた態勢整備と社会的価値の向上」

最終年度である本年度において、管財事業本部では、新たな独身寮の建築や老朽化舎宅の建替え、不動産売却等仲介、事務所レイアウト工事等の受注拡大に向けた施策を実施しました。また、各種事業リスクに対応した企業保険商品の開発・推進、国産農畜産物の消費拡大・販売促進支援、営業領域の拡大などにも取り組みました。

情報サービス事業本部では、全農グループIT環境の全体最適化施策の推進、管理系システム（文書管理・会計）の統一に向けた開発に取り組みました。また、全国事務集中センターシステムの基盤更新などをすすめました。

加えて、2020年度を『提案の年』、2021年度は『実現の年』として、社内提案制度を活用した「大豆発酵食品独占販売」等の新規事業を立ち上げたほか、「AIの実用検証」もすすめ、取引先への推進を開始しました。

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

(2) 部門別事業概況

ア. 管財事業本部

(ア) 事業開発推進部門

「2020年度 新規事業開発と顧客開拓等に関する提案制度」の審査を受け、2021年度第1回取締役会（2021年5月24日開催）の決議により新たな事業方式として「大豆発酵食品独占販売」（『発酵そみファ』の販売）の取り組みを開始しました。

また、全農が運営するECサイト「JAタウン」に当社ショップを開設するとともに、展開する商品の開発および販売に取り組みました。

さまざまな営業推進施策・広告宣伝施策を実施しましたが、予定販売数が未達となったことから、売上高・売上総利益ともに計画を大きく下回りました。

(イ) 管財部門

舎宅賃貸・舎宅管理においては、舎宅巡回点検などの適正な施設管理をおこなうとともに、新たな全農グループ独身寮の建築、継続的に提案してきた老朽化舎宅の建替えをおこないました。

また、J Aグループの不稼働資産の有効活用提案や不動産コンサル機能を発揮した営業、受託業務等をつうじて得た情報等による不動産仲介および事務所レイアウト工事等の受注拡大に努めました。

この結果、売上高・売上総利益とも計画を上回りました。

(ウ) 保険部門

企業保険においては、スケールメリットを適用した全農子会社等サイバーリスク保険制度を開始し、全農グループ各社に対して商品提案をおこないました。また、前年度開発した農機延長保証保険、系統LPガス供給設備保険の新規提案をすすめました。

個人保険では、共栄火災のがん保険の一斉募集を開始しました。

信用、海上、陸送・動産総合保険では、農畜産物の輸出リスク等の各種リスクに対応した保険の提案・推進、および既契約の見直し等をおこない、鳥インフルエンザ経営再建保険制度の共同保険化による安定的な制度運営を実現しました。

このほか、事業拡大をはかるための本店・支店・営業所と連携した営業活動の展開および損害保険ジャパン株式会社との代理店委託契約締結による保険事業の拡大をめざしました。

この結果、売上高・売上総利益ともに計画を上回りました。

(エ) 広告企画部門

広告企画においては、本・支店の連携により全農およびJ Aグループがすすめる国産農畜産物販促イベント・消費拡大キャンペーンの企画・運営等を受託したほか、グループ全般の広報活動・SR活動をサポートするなど全農グループハウスエージェンシー機能の発揮による支援を継続しました。

また、イベントのオンライン開催等、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮した手法の活用にも取り組みました。

そのほか、主に東北地方において、グループ会社と連携した営業強化施策を実施し、新たなニーズの発掘に取り組みました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるイベント等の中止・縮小やこれにともなう印刷物の受注減等の要因から、売上高・売上総利益ともに計画を下回りました。

(オ) 業務受託部門

全農の営農・技術センターおよび飼料畜産中央研究所・家畜衛生研究所における各種受託業務について、実施体制や管理体制の強化・再構築に取り組み、精度の高い業務遂行に努めたほか、新規業務の受託に向けた推進をおこないました。

また、オフィスセンター等の受託業務をはじめ、全農の固定資産管理業務、太陽光発電所の巡回管理業務等も的確におこない、安定した受託業務の運営をすすめました。

この結果、売上高・売上総利益ともに計画を上回りました。

イ. 情報サービス事業本部

(ア) IT統括部門

「全農グループIT環境の全体最適化」の施策の導入推進と新たな施策の実現に向け、全農およびグループ会社と協議を重ね、管理系・基盤系システムの共用といった具体策の提案をおこないました。

また、新規事業化のために「AIの実用検証」をすすめるとともに、スマホアプリ『国産食べて全国制覇』の開発・外部公開、『内販システム（おいしいおすそわけ）』の開発・活用に取り組みました。

そのほか、情報サービス事業本部の人材確保等に向けた施策や社員のスキル向上のための研修会の開催、顧客満足度調査等の情報サービス事業における品質マネジメントを継続して実施しました。

(イ) 運用管理部門

全農の整備方針をふまえ、ホストOS・ホストディスク装置の更新など全国事務集中センターシステムの基盤更新をおこなったほか、グループ共用基幹サーバや全農ネットワーク・セキュリティ環境の更新を実施しました。

また、「全農グループIT環境の全体最適化」に対応し、全農グループ会社への統合ネットワーク対応、インターネット閲覧環境切替の提案・推進、グループ共用基幹サーバへの移行、基盤系システム（WSUS等）の導入も実施しました。そのほか、新たな施策として情報セキュリティ強化対策の検討・提案もおこないました。

しかしながら、予定していた基盤構築作業の規模縮小、対応時期の延期等により、売上高・売上総利益ともに計画を下回りました。

(ウ) 全農部門

次期財務会計システムの開発に着手したほか、次期文書管理システムの開発・本番化をおこなうとともに、当社をはじめとした全農グループ会社への導入推進も開始しました。

また、全国事務集中センターシステムのMicrosoft Edge（新たなブラウザ）対応や機能改善、農機総合システムの改善および全農県本部等への導入、園芸共通システムの導入支援も実施しました。

この結果、売上高・売上総利益とも計画を上回りました。

そのほか、全国事務集中センターシステム基盤のあり方の検討にも継続的に取り組み、ベンダー各社から入手した情報をもとに全農と今後のすすめ方等について協議しました。

(エ) グループ関連部門

グループ会社の情報部門としての機能発揮に向けて、「全農グループIT環境の全体最適化」に対応し、グループ共用基幹サーバ・インターネット基盤などの全農基盤の有効活用、グループ共用WAN環境等の推進のほか、グループ会社社会計システム（SmartみんなのZ会計）の開発を実施しています。

また、各グループ会社の独自システムについて開発・改善を実施し、各社固有のシステム課題の解決に取り組みました。

クラウドサービス事業では、当社開発の就業システム（S m a r t 勤ちゃん）や名刺管理サービス（S m a r t みんなの名刺くん）の推進を実施しました。

そのほか、J Aシステム事業においては、未加入J Aへの導入およびサーバ機器更新の提案をおこないました。

しかしながら、予定していたシステム開発案件の持越しがあったことなどから、売上高・売上総利益とも計画を下回りました。

ウ． 管理部門

新たな事業展開や事業実態をふまえた規則・細則等の制定や改定をおこなうなど、「内部統制システム構築に関する基本方針」にもとづく適正な事業運営をおこなうための体制の構築に努めました。

また、コンプライアンス意識調査結果や独自アンケート結果の活用、風通しの良い職場づくりに関する取り組み、内部研修会などによりコンプライアンス意識の浸透・定着をはかりました。さらに、当社独自の外部相談窓口を開設し運用を開始しました。

人事関連では、新規学卒者採用に加えキャリア採用を適時おこない、事業戦略に合った人材の確保をはかるとともに、人材育成における当社の現状や方向性を反映させるため人材育成方針の見直しをおこないました。

そのほか、さらなる社内の活性化や新たな事業提案を目的に「グループ活動による提案制度」を展開しました。

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

(3) 対処すべき課題

当社は、全農グループ全体で共有する重点事業施策の実践に寄与するため、新たに「信頼と専門性を高めて拓こう『未来のとびら』」をスローガンとして、2030年度を見据えた当社のめざす方向へステップアップすることを目指し、つぎの事項を中心に取り組みをすすめます。

ア. 新たな事業（品目・商品）の創出・開発、新規市場の開拓

- ①新商品の開発・サービスの創出および拠点開設による事業・営業領域の拡大
- ②新たなIT活用の機運の高まりに対応するための体制構築と情報システムにかかるサービスの創出による事業拡大

イ. 継続した既存事業領域の深掘りと拡大

- ①営業戦略の強化による既存事業の拡大
- ②取引先の期待に応える機能の維持・強化と取引の拡大

ウ. 主体的・効率的な投資の実施

- ①新たな貸貸事業拡大のための計画的投資の実施
- ②当社機能のさらなる拡充のための全農グループ以外の企業との提携強化および外部出資の検討
- ③10年先を見据え、事業領域の拡大に向けた人材確保の継続的实施
- ④経営管理や事務処理のためのシステム投資の実施およびその合理化の実現

エ. 全体最適な事業体制の構築

- ①JAグループの一員として、「農」と「食の安全・安心」にかかる社会的課題に対し当社が取り組むべき内容の検討・実施と従業員に対する意識醸成の実施
- ②事業環境の変化に対応し、経営資源の効率的・集中的投下のための事業活動のあり方および合理的な運営方法の検討
- ③管理業務および事務処理の合理化・効率化や業務レベルの均一化に向けた体制整備

- ④従業員総活躍ならびに職場の活性化につながる諸制度の整備
- ⑤健全な職場環境の確保と従業員の健康管理の実施

(4) 財産および損益の状況の推移

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

注2. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しています。

(5) 資金調達の状況

当社は、当期に重要な借入等はおこなっていません。

(6) 重要な親会社の状況

当社の親組織は全国農業協同組合連合会で、当社の株式を78,854株(出資比率100%)保有しています。

(7) 親会社等との間の取引に関する事項

ア. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親組織である全国農業協同組合連合会との間で事業施設管理や情報システム業務の受託等の取引を実施していますが、当該取引をするに当たっては、当該取引の必要性および取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的判断にもとづき、公正かつ適正に決定しています。

イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、親組織等との取引について、上記ア. に記載の取引条件であることを確認しており、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しています。

(8) 主要な事業内容

当社は、不動産の売買・仲介、事業施設における作業の請負、福利厚生施設(舎宅・寮)の賃貸および管理、損害保険代理業、総合広告業(各種媒体の取扱い・イベント企画・制作等)、オフィス什器・備品や生活関連商品の販売、印刷、情報システムに関する開発・保守・運用管理業務の受託および自社開発システム等の提供、情報処理機器・ソフトウェアの販売を主たる事業としています。

(9) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 店 (管理部門、管財事業本部) (情報サービス事業本部)	東京都文京区小石川1-1-1 文京ガーデンゲートタワー 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクススクエア新宿
秋田支店	秋田県秋田市新屋烏木町1-41
新潟支店	新潟県新潟市西区山田2310番地15 JA全農にいがた県本部 第2ビル2階
大阪支店	大阪府大阪市北区西天満1-2-5 大阪JAビル2階
福岡支店	福岡県福岡市中央区天神4-1-1 第7明星ビル3階
平塚支店	神奈川県平塚市東八幡4-18-1 JA全農営農・技術センター内
筑波支店	茨城県つくば市作谷1708-2 JA全農飼料畜産中央研究所内

(10) 使用人の状況

区分	当期末人数	前期末人数	前期末比増減数
社 員	475名	464名	11名増
嘱 託	58名	48名	10名増
専属社員	59名	61名	2名減
契約社員	90名	94名	4名減
合 計	682名	667名	15名増

注1. 上記人数に、当社への受入出向者(14名)ならびに全農他への出向者(39名)を含みます。

注2. 当期末の平均年齢：44.5歳、平均勤続年数：14.8年

(11) 主要な借入先および借入額

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000 株
- (2) 発行済株式の総数 78,854 株
- (3) 当期末株主数 1 名
- (4) 株主

株 主 名	持株数	持株比率
全国農業協同組合連合会	78,854	100%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	久保田 治己	会社総括、内部監査	全国農協関連企業年金基金理事長
専務取締役	青山 優	情報サービス事業本部（総括）、IT 統括部、企画管理部、コンプライアンス推進部	
常務取締役	木下 純宏	支店強化、秋田支店、新潟支店、平塚支店	
常務取締役	南 俊也	管財事業本部（総括）、事業開発推進部、広告企画部、大阪支店、福岡支店	
常務取締役	長崎 浩三	購買システム部、グループ関連システム部、営業・システム部	
常務取締役	鈴木 正行	運用管理部、事務集中システム部、管理販売システム部	
常務取締役	田島 裕	総務人事部、管財部、保険部、筑波支店	
取締役	下地 勉	建設業経營業務の管理責任者	
取締役	池田 幸夫		全国農業協同組合連合会
常勤監査役	井田 依孝		
監査役	沢登 幸徳		全国農業協同組合連合会
監査役	阪本 清		弁護士

注. 監査役 沢登 幸徳氏は、2022年3月31日に辞任しました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取締役	9人	82,887,000円	報酬枠 105,000,000円
監査役 (うち、社外監査役)	2人 (1人)	13,308,000円 (1,800,000円)	報酬枠 14,000,000円
計	11人	96,195,000円	

注1. 上記のほか、当事業年度に退任した取締役1名に対し、退職慰労金10,154,000円を支給しています。

注2. 上記の社外監査役の親会社等または当該親会社等の子会社等からの役員報酬等はありません。

(3) 社外役員に関する事項

監査役 阪本 清は、朝日信用金庫の員外監事および神鋼商事株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、朝日信用金庫・神鋼商事株式会社ともに当社との間に重要な取引その他の関係はございません。

(4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	阪 本 清	当事業年度開催の取締役会9回（実開催は8回）のうち7回に、また、監査役協議会9回開催のうち、すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言をおこなっております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の氏名 公認会計士 満田 庸一

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
報酬等の額	5,400,000円

注1. 監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法399条第1項の同意の判断をいたしました。

注2. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の、特定の対象会社に対する財務デューデリジェンス等の実施についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

特段の方針の定めはありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は平成19年4月1日に「内部統制システムの基本方針」を制定し、内部統制システムの整備、運用に取り組んできましたが、近年の事業・経営環境の変化に対応するため、2020年4月1日より以下の内容に改定し、運用しています。

内部統制システム構築に関する基本方針

制定	平成19年4月1日
改定	平成22年7月1日
改定	平成24年1月1日
改定	平成26年4月1日
改定	平成27年6月29日
改定	平成28年4月1日
改定	平成29年4月1日
改定	2020年4月1日

当社は、基本理念にもとづき、事業活動をとおして利害関係者と良好な関係を築き、「経済」「社会」「環境」の三側面において企業として責任を果たしていくことをめざすものとし、本基本方針を定め、以下の10の項目について、内部統制を整備し運用する。

なお、本基本方針は内部統制の整備・運用状況を踏まえ、必要に応じ取締役会において見直しを行う。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役および使用人が関連法規、定款、基本理念および全農グループ役員行動規範等を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う組織風土を構築するため、規定、規則等を制定する。
- (2) 当社は、コンプライアンス推進体制を整備し、コンプライアンス定着に関する取り組み事項の協議と、推進を行う。
- (3) 取締役および使用人は、重大な法令違反その他法令および社内規定の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、速やかに取締役会において報告する。
- (4) 当社は、コンプライアンスに係る相談窓口やヘルプライン（第三者機関受付）等の通報制度を周知し、内部通報制度の利用を促進し、法令違反または行動規範の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (5) コンプライアンス担当部署は年間の内部監査計画を定め、各部署の業務の適法性および妥当性について監査し、改善指導を行う。
不正行為や経営に重大な影響を及ぼす事案の原因究明、再発防止策の策定、および情報開示に関し、取りまとめ結果を踏まえ、取締役会に、再発防止策を報告する。コンプライアンス担当部署は再発防止策展開等の活動を支援する。また、全農グループの一員として一斉事業点検の実施と検証に取り組む。
- (6) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等について、法令および「文書管理規則」「情報セキュリティ規則」にもとづき適切に作成、保存、管理する。
- (2) 文書管理主管部署は、株主総会議事録、取締役会議事録など取締役の職務の執行に必要な文書について、取締役および監査役が常時閲覧することができるよう保存、管理する。
- (3) コンプライアンス担当役員および担当部署は、個人情報について、法令および「個人情報保護規定」にもとづき厳重に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、効果的かつ総合的にリスク対応関連の規定等を制定・改廃する。
- (2) 当社は、リスク事案の発生を可能な限り未然に防ぎ、事前に対応策を作成し、リスクの把握や管理に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、「取締役会規定」に決議事項や報告事項等を定める。また、当社は「経営組織規定」「職務権限規定」および「業務分掌規則」を制定し、職務遂行単位、各職位の責任体制を明確にし、業務の効率的な運営をはかる。
- (2) 取締役は、3ヶ月に1回以上自己の職務執行状況について、取締役会に対して報告する。
- (3) 取締役会は、3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- (4) 取締役会は、中期事業計画ならびに年度事業計画を決定し、その執行状況を監督する。

5. 全農グループ（企業集団）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、全農および全農グループ会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、全農グループが適正な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。
 - ①危機発生時の親法人への連絡体制を整備する。
 - ②不祥事等の防止のための社員教育や研修等を実施する。
 - ③親法人へ定期的に財務状況等の報告を行う。
 - ④親法人等からの監査・調査を受け入れる。

6. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、会計基準その他法令を遵守するとともに、経理規定等のルールを整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 当社は、適時・適切に財務報告を作成できるよう、適切な人員を配置するとともに人材育成に努める。

7. 監査役の補助使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は監査役による監査の実効性を高め、監査職務が円滑に遂行されるために、監査役からの求めがある場合には職務遂行を補助する監査役スタッフを設置する。
- (2) 取締役社長は監査役スタッフの人事考課、異動、懲戒等については、監査役の意見に同意し承認のうえ対処する。

8. 取締役および使用人から監査役に報告をするための体制および、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役および使用人に監査役の役割を明確に伝え、必要に応じ直接報告・相談できる旨を周知する。
- (2) 当社は、取締役および使用人が監査役へ報告した場合には、内容の如何に関わらず不利な取扱いを受けないことを、コンプライアンス推進規則に定める。
- (3) 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (4) 監査役が閲覧を求める社内書類および、重要な決裁書類等の提出要請を受けた部署は、速やかに提出する。

9. 監査役の仕事の執行について生ずる費用に関する事項

- (1) 当社は、監査役の仕事の執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払等の請求があるときは、当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じる。
- (2) 当社は、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。
- (3) 監査役は、独自に外部の専門家と契約し、監査業務に関する助言を受けることができる。

10. 監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席し、意見表明をする。
- (2) 監査役は、随時会計システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- (3) 監査役に対して、代表取締役は内部通報制度「コンプライアンス相談窓口」の運用状況について定期的に報告する。また、取締役および使用人は、法令と各諸規定類の準拠に違反する事実があると認める場合、その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに監査役へ報告する。
- (4) 代表取締役は監査役の求めに応じ、定期的および随時に意見交換を実施する。

6. 当社における基本方針の運用状況の概要

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社は当年度に、各部署においてコンプライアンス職場研修を2回実施しました。
 - イ. 当社では当年度に、取締役会決議となるリスク事案の発生はありませんでした。また、全農グループの一員として取り組んでいる一斉事業点検を6月～10月にかけて実施しました。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア. 当社は、文書管理規則にもとづく文書作成、保管、管理の状況を確認しました。
 - イ. 当社では当年度に、個人情報の取扱いにおいて課題となる事案が発生しました。また、従業員から取得するマイナンバー等の個人情報の管理を徹底しました。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社は当年度に、リスク管理に関する諸規定類3件の改定をおこないました。
 - イ. リスクは原因を追究し記録を残し、再発時の早期把握やマネジメントに努めました。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社は当年度に、取締役会を9回開催し、各取締役は自己の職務執行状況を報告しました。
 - イ. 当社は、2022年度事業計画を2021年度第9回取締役会で決議しました。また、12月と3月開催の部長・支店長会議において、計画策定方針および事業計画を周知しました。
- (5) 全農グループ（企業集団）における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 全農および全農グループ会社間の取引について、当社の利益におよぼす影響について包括的に分析し、取引条件の適正を判断したうえで事業報告へ記載をおこないました。
 - イ. 当社は当年度に、全農との経営管理に関する覚書にもとづき、全農個別管理部門との経営検討会等を12回実施しました。
- (6) 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制
 - ア. 当社では、経理規定等の諸規定を整備し、それにもとづき適切な会計処理がおこなわれていることを確認しています。また、3月に経理担当者に対して決算処理要領等を周知しました。
 - イ. 当社では、適時・適切に財務報告を作成できるよう、経理担当部署に適切な人員を配置していることを確認しています。
- (7) 監査役の補助使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は当年度に、監査役の要請により職務遂行を補助する監査役スタッフを設置しました。
- (8) 取締役および使用人から監査役に報告をするための体制および、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ア. 当社では当年度に、監査役に対する従業者からの直接通報はありませんでした。

また、当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を解説する社内ポータルサイトを開設し、監査役の役割や必要に応じ直接報告・連絡できる旨を周知しています。

イ. 当社は当年度に、監査役の要請にもとづく職務の執行状況その他の報告を適切に実施したことを、監査役と確認しました。

(9) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用に関する事項

ア. 当社は、監査役が職務を執行する上で必要と想定される費用は、事業計画作成時に予算を計上しました。また、必要と認められる前払い等の請求があった際に、速やかに費用の支払いがおこなわれたことを確認しました。

イ. 当社は、監査役が職務を執行するうえで緊急または臨時に支出した費用の償還請求について、事後の償還請求はなかったことを確認しました。

(10) 監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 当社の監査役は取締役会に出席し、常勤役員会等、必要と認める重要な会議に自由に出席することを担保しました。

イ. 当社は当年度に、「全農グループコンプライアンス相談窓口」(第三者機関受付)への通報情報がなかったこと、また当社の「コンプライアンス相談窓口」の運用状況および相談・通報が2件あったこと、「職場のヘルプライン」(第三者機関受付)への相談等が1件あったことを監査役に報告しました。

ウ. 当社は当年度に、代表取締役と監査役 of 定期的な意見交換の場を2回持ちました。

信頼と専門性を高めて拓こう

『未来のとびら』

 株式会社 全農ビジネスサポート

印刷：株式会社 全農ビジネスサポート 秋田支店

2022年度（第63期）

事業報告

2022年4月 1日から

2023年3月31日まで



株式会社 全農ビジネスサポート

基本理念

私たちは、

- ◎ 専門性を活かした価値あるサービスを提供し、全農グループの発展に貢献します。
- ◎ 法令等を遵守し、高い倫理意識をもって誠実な企業活動をおこないます。
- ◎ お互いを尊重し、健康で活力ある企業として前進します。
- ◎ JAグループの一員として、自然を大切にする企業をめざします。

私たち全農グループは、**生産者と消費者を
安心で結ぶ懸け橋**になります。

— 私たちは「安心」を3つの視点で考えます。 —

- 営農と生活を支援し、元気な産地づくりに取り組みます。
- 安全で新鮮な国産農畜産物を消費者にお届けします。
- 地球の環境保全に積極的に取り組みます。

目 次

1. 会社の現況に関する事項	1
(1) 事業の経過およびその成果	1
(2) 部門別事業概況	2
(3) 対処すべき課題	5
(4) 財産および損益の状況の推移	6
(5) 資金調達の状況	6
(6) 重要な親会社の状況	6
(7) 親会社等との間の取引に関する事項	6
(8) 主要な事業内容	7
(9) 主要な事業所	7
(10) 使用人の状況	7
(11) 主要な借入先および借入額	7
2. 会社の株式に関する事項	8
(1) 発行可能株式総数	8
(2) 発行済株式の総数	8
(3) 当期末株主数	8
(4) 株主	8
3. 会社役員に関する事項	9
(1) 取締役および監査役の氏名等	9
(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額	10
(3) 社外役員に関する事項	10
(4) 社外役員の主な活動状況	10
4. 会計監査人に関する事項	10
(1) 会計監査人の氏名	10
(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10
(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針	10
5. 業務の適正を確保するための体制	11
6. 当社における基本方針の運用状況の概要	14

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

ア. 当社は中期事業計画（2022～24年度）において、2030年度の「めざす姿」の実現に向けた「全社戦略」を策定し、全役員・従業員が一丸となってより一層の事業機能強化に取り組んでいます。

－当社の「めざす姿」－

- 国産農畜産物にこだわり
- 守るべきは守り（強化し）
- 変えるべきは変え（挑戦し）
- 前進し続けていること

－当社の「全社戦略」－

- 新たな事業（品目・商品）の創出・開発、新規市場の開拓
- 継続した既存事業領域の深掘りと拡大
- 主体的・効率的な投資の実施
- 全体最適な事業体制の構築

初年度となる本年度においては、管財事業本部では、大豆発酵食品の独占販売における新商品『発酵そみド』の販売、全農グループ向け住宅等の賃貸業務、大型不動産売却等仲介、鳥インフルエンザ経営再建保険および原料輸入にかかる海上保険等の安定的な制度運営や、SNSを活用した広告企画の提案をおこないました。

情報サービス事業本部では、「全農グループIT環境の全体最適化」の推進、全農基幹システム（物流受発注センターシステム、事務集中センターシステムのインボイス対応、財務会計システム等）の更新、全農グループ会社等のシステム開発に取り組みました。

さらに、「グループ活動による提案制度」を継続し、農業高校に大豆発酵食品を提供する等、当社商品の認知度アップへの取り組み、また、風通しがよく、働きがいを感じる職場づくりを通じた「共感」・「協力」・「感動」を生む職場風土の実現に向けた取り組みを開始しました。

イ. 当期は、広告企画部門におけるキャンペーン企画や大豆発酵食品の計画未達による大幅な減収はあったものの、不動産仲介や海上保険の伸長および大型システムの開発・導入等により各段階利益は計画を上回りました。

売上高

売上総利益

経常利益

当期純利益

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

(2) 部門別事業概況

ア. 管財事業本部

(ア) 事業開発推進部門

2021年度に開始した「大豆発酵食品独占販売」について、新たな商品として『発酵そみド』の販売を開始しました。また、課題であった賞味期限についても延長し、業務用商品販売の取り組みもおこないました。

さらには、飲食・菓子業界とのコラボ商品を開発し、販路拡大・知名度アップにも努めたほか、新たな販売ルートである海外について現地調査を実施しました。

売上高は、販路の大幅な拡大・継続的な販売増とはならなかったことから計画を下回りましたが、他の品目の伸長等により売上総利益は計画を上回りました。

(イ) 管財部門

舎宅賃貸および管理においては、新たに独身寮を建築し、全農・全農グループ向け住宅等の賃貸業務を開始したほか、舎宅巡回点検などの適正な施設管理をおこないました。

また、不動産仲介・施工、業務受託においても、大型不動産売却仲介等、不動産総合コンサルティング機能を発揮した営業強化により、受注が拡大しました。

この結果、売上高・売上総利益ともに計画を大きく上回りました。

(ウ) 保険部門

企業保険においては、スケールメリットを適用した全農子会社等労働災害総合保険制度を開始し、全農グループ各社に対して保険商品の提案をおこなったほか、既存契約先への事業リスクに対応した補償内容の見直しも積極的にすすめました。

個人保険については、全農グループ会社代理店との業務提携による全農グループ団体扱制度をすすめました。

また、インフルエンザ経営再建保険および原料輸入に係る海上保険等の安定的な制度運営に努めました。

そのほか、支店・営業所との連携による全社的保険事業の推進強化をおこないました。

この結果、売上高・売上総利益ともに計画を大きく上回りました。

(エ) 広告企画部門

本・支店の連携により全農およびJAグループがすすめる国産農畜産物販促イベント・消費拡大キャンペーンの企画・運営等を受託したほか、グループ全般の広報活動・SR活動をサポートするなど全農グループハウスエージェンシー機能の強化および支援を継続しました。

また、SNS需要等の高まりに対応するため、YouTube事業・SNSサポート事業・ECサイトサポート事業・動画制作事業を柱に、本格的な取り組みを開始しました。

そのほか、新拠点である東北支店で本格的な営業推進を開始しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症による制限は緩和傾向にあるものの、催事の開催制限が全て解消されず、実施の縮小や中止などの影響により、売上高・売上総利益ともに計画を下回りました。

(オ) 業務受託部門

全農の営農・技術センターおよび飼料畜産中央研究所・家畜衛生研究所における各種受託業務については、業務受託体制の強化、従業員の知識・スキルの向上等に取り組み、精度の高い業務遂行に努めたほか、新規業務領域の受託拡大に向け提案・推進をおこないました。

また、オフィスセンター等の受託業務をはじめ、全農の固定資産管理業務、太陽光発電設備の巡回管理業務等も的確におこない、安定した受託業務の運営をすすめました。

この結果、売上高・売上総利益ともに計画を上回りました。

イ. 情報サービス事業本部

(ア) IT統括部門

新規事業として取り組んできた「AIデータ分析サービス」および「スマートフォンアプリ開発」について、引き続き全農グループに提案し、新たに5案件を受託しました。

また、「全農グループIT環境の全体最適化」の導入推進と新たな施策の実現に向けて全農と協議を重ね、管理系システム・基盤環境の共用について具体策をグループ会社に提案しました。

そのほか、情報サービス事業本部の人材確保や社員定着率の向上支援に向けた施策や顧客満足度調査等の品質マネジメントを継続し実施しました。

(イ) 運用管理部門

全農の整備方針をふまえ、全国事務集中センターシステムのオープン系サーバ用ディスク装置の更新をおこなったほか、グループ共用基幹サーバや全農ネットワーク・セキュリティ環境の更新を実施しました。

また、「全農グループIT環境の全体最適化」に対応し、全農グループ会社への統合ネットワーク導入、インターネット閲覧環境切替の提案・推進、グループ共用基幹サーバへの移行、WSUS等の基盤系システムの導入、共通ファイルサーバの構築を実施しました。（注：WSUS：マイクロソフト社製のソフトウェアを更新するためのシステム）

そのほか、当社の新規事業として、グループ会社のセキュリティ向上支援について検討をおこないました。

売上高については計画をやや下回ったものの、原価の圧縮等により、売上総利益は計画を上回りました。

(ウ) 全農部門

全国事務集中センターシステム等について、インボイス制度およびインターネットを閲覧するためのソフトウェア更新への対応に着手しました。

また、次期財務会計システムの更新、園芸共通システム導入支援、舎宅管理システム再開発、物流受発注センターシステムおよび米穀システムの改善を実施しました。

加えて、新規市場の開拓、事業拡大を目指し、JA農産物直売所POSレジシステム事業参入のため、POSレジシステム開発会社への外部出資と業務提携を実施しました。

この結果、売上高・売上総利益ともに計画を上回りました。

(エ) グループ関連部門

グループ会社の情報部門としての機能発揮に向けて、「全農グループIT環境の全体最適化」に対応し、グループ共用基幹サーバ・インターネット基盤などの全農基盤の有効活用、グループ共用WAN環境等の推進のほか、グループ会社会計システム「SmartみんなのZ会計」の開発を完了し、先行して当社への導入をおこないました。

また、各グループ会社の独自システムについては予定通り開発・改善を実施し、各社固有のシステム課題の解決に取り組み安定稼働に努めました。

クラウドサービス事業では、自動車整備工場管理システム「SmartAms」や就業システム「Smart勤ちゃん」の推進・受注をしました。

そのほか、JAシステム事業においては、未加入JAへの導入およびサーバ機器更新の提案をおこないました。

この結果、売上高・売上総利益ともに計画を上回りました。

ウ. 管理部門

事業実態をふまえ、規則・細則・要領等の制定や改定をおこなうなど、「内部統制システム構築に関する基本方針」にもとづく適正な事業運営をおこなうための体制の構築に努めました。

また、コンプライアンス意識調査結果や独自アンケート結果の活用、風通しの良い職場づくりに関する取り組み、内部研修会などによりコンプライアンス意識の浸透・定着をはかりました。

人事関連では、新規学卒者採用に加えキャリア採用を適時おこない、10年後を見据えた事業継続・事業開発に必要な人材確保をはかりました。

管理業務・事務処理の合理化・効率化においては、電子決裁システム、電子契約システムおよびグループ会社会計システムを導入し、事務処理軽減に努めました。

そのほか、社内・職場の活性化や新たな提案・成果等を目的に「グループ活動による提案制度」を展開しました。

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

(3) 対処すべき課題

当社は、新たな事業への挑戦に向け、投資案件の実施判断基準や進捗管理の実施方法等を定めた要領を制定し、適切に管理をおこないます。

また、全農グループ全体で共有する重点事業施策の実践に寄与するため、引き続き「信頼と専門性を高めて拓こう『未来のとびら』」をスローガンとして、2030年度を見据えた当社をめざす方向へステップアップしていくため、つぎの事項を中心に取り組みをすすめます。

ア. 新たな事業（品目・商品）の創出・開発、新規市場の開拓

- ① 全農グループ会社従業員の健康管理業務の事業化
- ② JA農産物直売所POSレジシステム事業への参入による事業拡大と直売所のデータ活用
- ③ 全農グループのデータとデジタル技術を活用した事業変革へのニーズに対応、DX推進支援、AIによるデータ分析の提供

イ. 継続した既存事業領域の深掘りと拡大

- ① 営業戦略の強化による既存事業の拡大
- ② 取引先の期待に応える機能の維持・強化と取引の拡大

ウ. 主体的・効率的な投資の実施

- ① 新たな事業拡大のための計画的投資
- ② 2030年度のあるべき姿を見据え、事業領域の拡大に向けた人材確保
- ③ セキュリティ対策や経営管理のためのシステム投資

エ. 全体最適な事業体制の構築

- ① JAグループの一員として、「農」と「食の安全・安心」にかかる社会的課題に対する当社が取り組むべき内容の検討・実施、および教育研修の拡充による従業員のスキルアップや意識醸成

- ② 事業環境の変化に対応し、経営資源の効率的・集中的活用のための事業活動のあり方および合理的な運営方法の構築
- ③ 管理業務および事務処理業務の合理化・効率化や業務レベルの均一化に向けた体制整備
- ④ 従業員総活躍ならびに職場の活性化につながる諸制度の整備
- ⑤ 従業員への健康管理の見識の拡大および健康プロジェクトの開設による健康管理業務の事業化
- ⑥ 従業員向けに業務遂行上必要な研修の充実

(4) 財産および損益の状況の推移

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

(5) 資金調達の状況

当社は、舎宅建物の取得にかかる資金(1,100百万円)の調達をおこなっています。

(6) 重要な親会社の状況

当社の親組織は全国農業協同組合連合会で、当社の株式を78,854株(出資比率100%)保有しています。

(7) 親会社等との間の取引に関する事項

ア. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親組織である全国農業協同組合連合会との間で事業施設管理や情報システム業務の受託等の取引を実施していますが、当該取引をするに当たっては、当該取引の必要性および取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的判断にもとづき、公正かつ適正に決定しています。

イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、親組織等との取引について、上記ア.に記載の取引条件であることを確認しており、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しています。

(8) 主要な事業内容

当社は、不動産の売買・仲介、事業施設における作業の請負、福利厚生施設（舎宅・寮）の賃貸および管理、損害保険代理業、総合広告業（各種媒体の取扱い・イベント企画・制作等）、オフィス什器・備品や生活関連商品の販売、印刷、情報システムに関する開発・保守・運用管理業務の受託および自社開発システム等の提供、情報処理機器・ソフトウェアの販売を主たる事業としています。

(9) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 店 (管理部門、管財事業本部) (情報サービス事業本部)	東京都文京区小石川1-1-1 文京ガーデンゲートタワー 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクスクエア新宿
東北支店	宮城県仙台市青葉区上杉1-2-16 JAビル宮城5階
秋田支店	秋田県秋田市新屋島木町1-41
新潟支店	新潟県新潟市西区山田2310-15 JA全農にいがた県本部 第2ビル2階
大阪支店	大阪府大阪市北区西天満1-2-5 大阪JAビル2階
福岡支店	福岡県福岡市中央区天神4-1-1 第7明星ビル3階
平塚支店	神奈川県平塚市東八幡4-18-1 JA全農営農・技術センター内
筑波支店	茨城県つくば市作谷1708-2 JA全農飼料畜産中央研究所内

(10) 使用人の状況

区分	当期末人数	前期末人数	前期末比増減数
社 員	481名	475名	6名増
嘱 託	53名	58名	5名減
専属社員	59名	59名	増減なし
契約社員	87名	90名	3名減
合 計	680名	682名	2名減

注1. 上記人数に、当社への受入出向者(16名)ならびに全農他への出向者(39名)を含みます。

注2. 当期末の平均年齢：44.5歳、平均勤続年数：14.8年

(11) 主要な借入先および借入額

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000 株
- (2) 発行済株式の総数 78,854 株
- (3) 当期末株主数 1 名
- (4) 株主

株 主 名	持株数	持株比率
全国農業協同組合連合会	78,854	100%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	久保田 治己	会社総括、内部監査	全国農協関連企業年金基金 理事長
専務取締役	青山 優	事業・経営管理全般、コンプライ アンス推進部、企画管理部、新潟 支店	
常務取締役	木下 純宏	東北支店、秋田支店、平塚支店	
常務取締役	南 俊也	管財事業本部（総括）、事業開発 推進部、広告企画部、大阪支店、 福岡支店	
常務取締役	長崎 浩三	情報サービス事業本部（総括）、 IT統括部、購買・営農システム 部、グループ関連システム部、系 統システム部	
常務取締役	鈴木 正行	運用管理部、事務集中システム 部、管理販売システム部	
常務取締役	田島 裕	総務人事部、管財部、保険部、筑 波支店	
取 締 役	下地 勉	建設業経營業務の管理責任者	
取 締 役	池田 幸夫		全国農業協同組合連合会
常勤監査役	井田 依孝		
監 査 役	山口 文経		全国農業協同組合連合会
監 査 役	阪本 清		弁護士

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取締役	8人	85,764,000円	報酬枠 105,000,000円
監査役 (うち、社外監査役)	2人 (1人)	13,308,000円 (1,800,000円)	報酬枠 14,000,000円
計	10人	99,072,000円	

注. 上記の社外監査役の親会社等からの役員報酬等はありません。

(3) 社外役員に関する事項

監査役 阪本 清は、朝日信用金庫の員外理事を兼務しておりますが、朝日信用金庫は当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

(4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	阪本 清	当事業年度開催の取締役会6回のうち6回に、また、監査役協議会9回開催のうち8回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言をおこなっています。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の氏名 公認会計士 満田 庸一

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
報酬等の額	5,400,000円

注1. 監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法399条第1項の同意の判断をしました。

注2. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の、特定の対象会社に対する財務デューデリジェンス等の実施についての対価を支払っています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

特段の方針の定めはありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は平成19年4月1日に「内部統制システムの基本方針」を制定し、内部統制システムの整備、運用に取り組んできましたが、近年の事業・経営環境の変化に対応するため、2020年4月1日より以下の内容に改定し、運用しています。

内部統制システム構築に関する基本方針

制定	平成19年4月1日
改定	平成22年7月1日
改定	平成24年1月1日
改定	平成26年4月1日
改定	平成27年6月29日
改定	平成28年4月1日
改定	平成29年4月1日
改定	2020年4月1日

当社は、基本理念にもとづき、事業活動をとおして利害関係者と良好な関係を築き、「経済」「社会」「環境」の三側面において企業として責任を果たしていくことをめざすものとし、本基本方針を定め、以下の10の項目について、内部統制を整備し運用する。

なお、本基本方針は内部統制の整備・運用状況を踏まえ、必要に応じ取締役会において見直しを行う。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、取締役および使用人が関連法規、定款、基本理念および全農グループ役員行動規範等を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う組織風土を構築するため、規定、規則等を制定する。

(2) 当社は、コンプライアンス推進体制を整備し、コンプライアンス定着に関する取り組み事項の協議と、推進を行う。

(3) 取締役および使用人は、重大な法令違反その他法令および社内規定の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、速やかに取締役会において報告する。

(4) 当社は、コンプライアンスに係る相談窓口やヘルプライン（第三者機関受付）等の通報制度を周知し、内部通報制度の利用を促進し、法令違反または行動規範の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

(5) コンプライアンス担当部署は年間の内部監査計画を定め、各部署の業務の適法性および妥当性について監査し、改善指導を行う。

不正行為や経営に重大な影響を及ぼす事案の原因究明、再発防止策の策定、および情報開示に関し、取りまとめ結果を踏まえ、取締役会に、再発防止策を報告する。コンプライアンス担当部署は再発防止策展開等の活動を支援する。また、全農グループの一員として一斉事業点検の実施と検証に取り組む。

(6) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等について、法令および「文書管理規則」「情報セキュリティ規則」にもとづき適切に作成、保存、管理する。
- (2) 文書管理主管部署は、株主総会議事録、取締役会議事録など取締役の職務の執行に必要な文書について、取締役および監査役が常時閲覧することができるよう保存、管理する。
- (3) コンプライアンス担当役員および担当部署は、個人情報について、法令および「個人情報保護規定」にもとづき厳重に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、効果的かつ総合的にリスク対応関連の規定等を制定・改廃する。
- (2) 当社は、リスク事案の発生を可能な限り未然に防ぎ、事前に対応策を作成し、リスクの把握や管理に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、「取締役会規定」に決議事項や報告事項等を定める。また、当社は「経営組織規定」「職務権限規定」および「業務分掌規則」を制定し、職務遂行単位、各職位の責任体制を明確にし、業務の効率的な運営をはかる。
- (2) 取締役は、3ヶ月に1回以上自己の職務執行状況について、取締役会に対して報告する。
- (3) 取締役会は、3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- (4) 取締役会は、中期事業計画ならびに年度事業計画を決定し、その執行状況を監督する。

5. 全農グループ（企業集団）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、全農および全農グループ会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、全農グループが適正な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。
 - ①危機発生時の親法人への連絡体制を整備する。
 - ②不祥事等の防止のための社員教育や研修等を実施する。
 - ③親法人へ定期的に財務状況等の報告を行う。
 - ④親法人等からの監査・調査を受け入れる。

6. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、会計基準その他法令を遵守するとともに、経理規定等のルールを整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 当社は、適時・適切に財務報告を作成できるよう、適切な人員を配置するとともに人材育成に努める。

7. 監査役の補助使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は監査役による監査の実効性を高め、監査職務が円滑に遂行されるために、監査役からの求めがある場合には職務遂行を補助する監査役スタッフを設置する。
- (2) 取締役社長は監査役スタッフの人事考課、異動、懲戒等については、監査役の意見に同意し承認のうえ対処する。

8. 取締役および使用人から監査役に報告をするための体制および、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役および使用人に監査役の役割を明確に伝え、必要に応じ直接報告・相談できる旨を周知する。
- (2) 当社は、取締役および使用人が監査役へ報告した場合には、内容の如何に関わらず不利な取扱いを受けないことを、コンプライアンス推進規則に定める。
- (3) 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (4) 監査役が閲覧を求める社内書類および、重要な決裁書類等の提出要請を受けた部署は、速やかに提出する。

9. 監査役 of 職務の執行について生ずる費用に関する事項

- (1) 当社は、監査役 of 職務 of 執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払等の請求があるときは、当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じる。
- (2) 当社は、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。
- (3) 監査役は、独自に外部の専門家と契約し、監査業務に関する助言を受けることができる。

10. 監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席し、意見表明をする。
- (2) 監査役は、随時会計システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- (3) 監査役に対して、代表取締役は内部通報制度「コンプライアンス相談窓口」の運用状況について定期的に報告する。また、取締役および使用人は、法令と各諸規定類の準拠に違反する事実があると認める場合、その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに監査役へ報告する。
- (4) 代表取締役は監査役 of 求めに応じ、定期的および随時に意見交換を実施する。

6. 当社における基本方針の運用状況の概要

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社は当年度に、各部署においてコンプライアンス職場研修を2回実施しました。
 - イ. 当社では、全農グループの一員として取り組んでいる一斉事業点検を6月～10月にかけて実施しました。
 - ウ. 当社は当年度に、取締役会決議となるリスク事案の発生はありませんでした。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア. 当社は、文書管理規則にもとづく文書作成、保管、管理の状況を確認しました。
 - イ. 当社では、従業員から取得するマイナンバー等の個人情報の管理を徹底しました。
 - ウ. 当社は当年度に、個人情報の取扱いにおいて課題は発生しませんでした。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社は当年度に、リスク管理に関する諸規定類2件の改定をおこないました。
 - イ. リスクは原因を追究し記録を残し、再発時の早期把握やマネジメントに努めました。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社は当年度に、取締役会を6回開催し、各取締役は自己の職務執行状況を報告しました。
 - イ. 当社は、2023年度事業計画を2022年度第6回取締役会で決議しました。また、12月と3月開催の部長・支店長会議において、計画策定方針および事業計画を周知しました。
- (5) 全農グループ（企業集団）における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 全農および全農グループ会社間の取引について、当社の利益におよぼす影響について包括的に分析し、取引条件の適正を判断したうえで事業報告へ記載をおこないました。
 - イ. 当社は当年度に、全農との経営管理に関する覚書にもとづき、全農個別管理部門との経営検討会等を10回実施しました。
- (6) 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制
 - ア. 当社では、経理規定等の諸規定を整備し、それにもとづき適切な会計処理がおこなわれていることを確認しています。また、3月に経理担当者に対して決算処理要領等を周知しました。
 - イ. 当社では、適時・適切に財務報告を作成できるよう、経理担当部署に適切な人員を配置していることを確認しています。
- (7) 監査役の補助使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ア. 当社は当年度に、監査役の要請により職務遂行を補助する監査役スタッフを設置しました。
- (8) 取締役および使用人から監査役に報告をするための体制および、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ア. 当社では当年度に、監査役に対する従業員からの直接通報はありませんでした。

- イ. 当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を解説する社内ポータルサイトを開設し、監査役の役割や必要に応じ直接報告・連絡できる旨を周知しています。
 - ウ. 当社は当年度に、監査役の要請にもとづく職務の執行状況その他の報告を適切に実施したことを、監査役と確認しました。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項
- ア. 当社は、監査役が職務を執行する上で必要と想定される費用は、事業計画作成時に予算を計上しました。また、必要と認められる前払い等の請求があった際に、速やかに費用の支払いがおこなわれたことを確認しました。
 - イ. 当社は、監査役が職務を執行するうえで緊急または臨時に支出した費用の償還請求について、事後の償還請求はなかったことを確認しました。
- (10) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社の監査役は取締役会に出席し、常勤役員会等、必要と認める重要な会議に自由に出席することを担保しました。
 - イ. 当社は当年度に、「全農グループコンプライアンス相談窓口」（第三者機関受付）へ相談・通報が1件あったこと、また当社の「コンプライアンス相談窓口」の運用状況および相談・通報が4件あったこと、「職場のヘルプライン」（第三者機関受付）への相談等が3件あったことを監査役に報告しました。
 - ウ. 当社は当年度に、代表取締役と監査役の定期的な意見交換の場を2回持ちました。

信頼と専門性を高めて拓こう

『未来のとびら』

 株式会社 全農ビジネスサポート

印刷：株式会社 全農ビジネスサポート 秋田支店

2023年度（第64期）

事業報告

2023年4月 1日から

2024年3月31日まで

基本理念

私たちは、

- ◎ 専門性を活かした価値あるサービスを提供し、全農グループの発展に貢献します。
- ◎ 法令等を遵守し、高い倫理意識をもって誠実な企業活動をおこないます。
- ◎ お互いを尊重し、健康で活力ある企業として前進します。
- ◎ JAグループの一員として、自然を大切にする企業をめざします。

私たち全農グループは、**生産者と消費者を
安心で結ぶ懸け橋** になります。

私たちは「安心」を3つの視点で考えます。

- 営農と生活を支援し、元気な産地づくりに取り組みます。
- 安全で新鮮な国産農畜産物を消費者にお届けします。
- 地球の環境保全に積極的に取り組みます。

目 次

1. 会社の現況に関する事項	1
(1) 事業の経過およびその成果	1
(2) 部門別事業概況	2
(3) 対処すべき課題	5
(4) 財産および損益の状況の推移	6
(5) 資金調達の状況	6
(6) 重要な親会社の状況	6
(7) 親会社等との間の取引に関する事項	6
(8) 主要な事業内容	7
(9) 主要な事業所	7
(10) 使用人の状況	7
(11) 主要な借入先および借入額	7
2. 会社の株式に関する事項	8
(1) 発行可能株式総数	8
(2) 発行済株式の総数	8
(3) 当期末株主数	8
(4) 株主	8
3. 会社役員に関する事項	9
(1) 取締役および監査役の氏名等	9
(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額	10
(3) 社外役員に関する事項	10
(4) 社外役員の主な活動状況	10
4. 会計監査人に関する事項	10
(1) 会計監査人の氏名	10
(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10
(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針	10
5. 業務の適正を確保するための体制	11
6. 当社における基本方針の運用状況の概要	14

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

ア. 当社は中期事業計画（2022～24年度）において、2030年度の「めざす姿」の実現に向けた「全社戦略」を策定し、全役員・従業員が一丸となってより一層の事業機能強化に取り組んでいます。

－当社の「めざす姿」－

- 国産農畜産物にこだわり
- 守るべきは守り（強化し）
- 変えるべきは変え（挑戦し）
- 前進し続けていること

－当社の「全社戦略」－

- 新たな事業（品目・商品）の創出・開発、新規市場の開拓
- 継続した既存事業領域の深掘りと拡大
- 主体的・効率的な投資の実施
- 全体最適な事業体制の構築

2023年度においては、新たな事業領域の拡大に向けた次の取り組みをすすめました。

- ①健康管理業務の事業化に向けたプロジェクトチームの新設
- ②食の安全・安心にこだわった新たな大豆発酵食品の開発・販売
- ③大阪支店神戸オフィスの開設による営業推進の開始
- ④データとデジタル技術を活用した事業変革に向けたニーズへの対応

加えて、既存の事業領域の深掘り・拡大のための取り組みも着実にすすめました。

管財事業本部では、営業エリアの拡大に努め、不稼働資産の売買仲介や舎宅・資産管理業務受託の拡大、国産農畜産物の輸出にかかる海上保険や全農子会社に対するサイバーリスク保険等の推進・獲得につなげました。

また、国産農畜産物消費拡大を目的としたSNS（YouTubeチャンネル等）の運営・事業化に取り組み、JAグループにおける最多登録者数を実現しました。

情報サービス事業本部では、全農グループIT環境の全体最適化の継続的な推進や全農財務会計システム・物流情報センター標準システム・事務集中センターシステム（基盤）の更新に取り組みました。

そのほか、DX支援・AIデータ分析・スマホアプリの開発の事業化に向け、さまざまな場面を活用し事例紹介等をおこない、受注につなげました。

イ. 当期は、不動産企画部門や広告企画部門の計画未達はあったものの、保険部門の伸長および全農・グループ会社等の各種システムの開発・改善等の対応増により、売上高・各段階利益ともに計画を上回りました。

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。（JANPIA）

(2) 部門別事業概況

ア. 管財事業本部

(ア) 不動産企画部門

舎宅賃貸および管理においては、舎宅巡回点検や営繕工事を計画的に実施し、適正な施設管理をおこなうとともに、県域への営業を強化し、新たな舎宅代行業務等の受託拡大に取り組みました。

また、不動産仲介・施工においても、不動産総合コンサルティング機能を発揮した営業により、不動産仲介および事務所レイアウト工事等の受注拡大に努めました。

しかしながら、施工関係の未達や舎宅等の維持に必要な営繕工事を実施したことから、売上高・売上総利益ともに計画を下回りました。

(イ) 保険部門

企業保険においては、スケールメリットを適用した全農子会社等リコール保険・サイバーリスク保険等を全農グループ各社に対して提案し、新規獲得につなげました。また、既存契約先への事業リスクに対応した補償内容の見直しも積極的にすすめました。

個人保険については、全農グループ会社に対して全農グループ団体扱制度を提案し、新規登録につなげました。

また、鳥インフルエンザ経営再建保険の見直し提案や原料輸入に係る海上保険等の安定的な制度運営に努めました。

そのほか、支店・営業所との連携による全社的保険事業の推進強化やJ Aグループ代理店との業務提携の推進など、事業拡大に向けた取り組みをすすめました。

この結果、売上高・売上総利益ともに計画を上回りました。

(ウ) 広告・開発営業部門

a. 広告企画部門

全農グループハウスエージェンシー機能を発揮し、国産農畜産物販促イベント・消費拡大キャンペーンの企画・運営や、広報活動・SR活動のサポートなど、全農およびJ Aグループの取り組みを支援しました。

また、SNS事業に本格的に取り組み、事業拡大をはかるとともに、国産農畜産物の認知拡大・購買意欲向上に努めました。

しかしながら、県産米等のプロモーションや関連する媒体企画等が未達となったことなどから、売上高・売上総利益ともに計画を下回りました。

b. 開発営業部門

2021年度に販売を開始した「大豆発酵食品」の販路拡大・知名度アップのため、飲食・菓子業界とのコラボ商品の展開や料理研究家・老舗乾物店等とのレシピ開発などに継続的に取り組みました。

また、商品ラインアップの強化のため、新商品「海塩そみラ」も開発し販売を開始しました。

しかしながら、販路の大幅な拡大・継続的な販売増とはならなかったことから、売上高・売上総利益ともに計画を大きく下回りました。

(エ) 業務受託部門

全農の営農・技術センターおよび飼料畜産中央研究所・家畜衛生研究所における各種受託業務については、業務受託体制の強化、従業員の知識・スキルの向上等に取り組み、精度の高い業務遂行に努めたほか、新規業務の受託拡大に向け提案・推進をおこないました。

また、受託業務の確実な遂行のため、要員体制の充実に向けた取り組みを強化しました。

そのほか、オフィスセンター等の受託業務をはじめ、全農の固定資産管理業務、太陽光発電設備の巡回管理業務等も的確におこない、安定した受託業務の運営をすすめました。

この結果、売上高・売上総利益ともに計画を上回りました。

イ. 情報サービス事業本部

(ア) I T統括部門

情報サービス事業本部の営業統括として、各部の営業支援をおこないました。

また、「全農グループI T環境の全体最適化」の導入推進と新たな施策の実現に向けて全農と協議を重ね、管理系システム・基盤環境の共用について具体策をグループ会社に提案しました。

そのほか、情報サービス事業本部の人材確保や社員定着率の向上支援に向けた施策、顧客満足度調査等の品質マネジメントを継続して実施しました。

(イ) 運用管理部門

全農の整備方針をふまえ、全国事務集中センターシステムのオープン系サーバ更新およびソフトウェア更新、全農認証システム基盤更改作業を実施しました。

また、「全農グループI T環境の全体最適化」に対応し、全農グループ会社への統合ネットワーク導入、インターネット閲覧環境切替の提案・推進、グループ共用基幹サーバへの移行、WSUS等の基盤系システムの導入、共通ファイルサーバの構築を実施しました。(注：WSUS：マイクロソフト社製のソフトウェアを更新するためのシステム)

そのほか、グループ会社のセキュリティ向上に向けた支援をおこないました。

この結果、売上高・売上総利益ともに計画を上回りました。

(ウ) 全農部門

全国事務集中センターシステム等について、インボイス制度対応およびWEBブラウザ更新対応をおこないました。

また、全農財務会計システム更新作業、物流情報センター標準システム更新対応、固定資産システム再開発対応、園芸共通システム導入支援を実施しました。

加えて、新規市場の開拓、事業拡大を目指し、JA農産物直売所POSレジシステムの推進、AI-OCRの導入・販売、AIデータ分析サービスおよびスマートフォンアプリ開発について受託拡大に努めました。

さらに、全農とI T・DX推進に関する情報交換や、生成AIの検討、提案および導入をおこないました。

この結果、売上高・売上総利益ともに計画を上回りました。

(エ) グループ関連部門

グループ会社の情報システム部門としての機能発揮に向けて、各社の独自システムを予定通り開発・改善し、課題解決に取り組みました。

また、グループ会社社会計システム「S m a r t みんなのZ会計」の提供を開始しました。

クラウドサービス事業では、自動車整備工場管理システム「S m a r t A m s」や就業システム「S m a r t 勤ちゃん」の推進・受注をしました。

そのほか、J Aシステム事業においては、システム開発、インボイス対応、サーバ機器更新の提案、未加入J Aへの導入をおこないました。

この結果、売上高・売上総利益ともに計画を上回りました。

ウ. 管理部門

事業実態をふまえ、規則・細則・要領等の制定や改定をおこなうなど、「内部統制システム構築に関する基本方針」にもとづく適正な事業運営をおこないました。

また、コンプライアンス意識調査結果や独自アンケート結果の活用、風通しの良い職場づくりに関する取り組み、内部研修会などによりコンプライアンス意識の浸透・定着をはかりました。

人事関連では、新規学卒者採用強化するとともにキャリア採用を適時おこない、10年後を見据えた事業継続・事業開発に必要な人材確保をはかりました。

社内情報システムにおいては、現行の電子決裁システム・電子契約システムに加え、グループ会社社会計システムの本格的な運用を開始するとともに、インボイス制度等に対応し事務処理の合理化に努めました。

さらに、総務人事部に「ヘルスサポート室」を設置し、健康管理業務の事業化の研究をすすめるとともに、従業員の健康への意識を変えるための情報発信や生活習慣記録アプリを活用したセルフモニタリング、従業員面談等の取り組みを実施しました。

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

(3) 対処すべき課題

当社は、継続的に成長していくために既存サービスの安定提供はもとより、新たな事業領域・営業領域の創出・開拓や、これらを実現する要員体制の構築、さらなる顧客ニーズ等の情報把握・管理と最適な提案が必要であると認識しています。

加えて、全農グループ全体で共有する重点事業施策の実践に寄与し、2030年度を見据えた当社のめざす方向へステップアップしていくため、引き続き「信頼と専門性を高めて拓こう『未来のとびら』」をスローガンとして、次の事項を中心に取り組みをすすめます。

ア. 新たな事業（品目・商品）の創出・開発、新規市場の開拓

- ① 全農グループ会社従業員の健康管理業務の事業化
- ② 情報サービス事業本部における顧客からの問合せやニーズ等のさまざまな情報を一元管理し、最適な提案の実施および営業力強化
- ③ 全農IT・DXの取り組み支援や生成AI等、新たなAI領域の事業化

イ. 継続した既存事業領域の深掘りと拡大

- ① 営業戦略の強化による既存事業の拡大
- ② 取引先の期待に応える機能の維持・強化と取引の拡大

ウ. 主体的・効率的な投資の実施

- ① 2030年の「めざす姿」を見据え、事業領域の拡大に向けた人材確保と人材育成
- ② セキュリティ対策や経営管理のためのシステム投資
- ③ 新たな事業拡大のための計画的投資

エ. 全体最適な事業体制の構築

- ① JAグループの一員として、「農」と「食の安全・安心」にかかる社会的課題に対し当社が取り組むべき内容の検討・実施とともに、教育研修や業務研修を拡充し従業員のスキルアップや意識醸成

- ② 事業環境の変化に対応し、経営資源の効率的・集中的活用のための事業活動のあり方および合理的な運営方法の検討
- ③ 管理業務および事務処理業務の合理化・効率化や業務レベルの均一化に向けた体制整備
- ④ 従業員総活躍ならびに職場の活性化につながる諸制度の整備
- ⑤ 健全な職場環境の確保と従業員の健康管理

加えて、新たに次の事項に取り組みます。

- ① 事業環境の変化への迅速な対応および想定されるリスクの共有化を可能とする企業体質を構築するための事業改革の推進
- ② C I O（最高情報戦略責任者）の設置による全農グループのサイバーリスクへの対応準備および J A グループ経済事業全体 D X の企画提案等
- ③ 研究と検討をすすめてきた「健康経営」の取り組み強化

(4) 財産および損益の状況の推移

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

(5) 資金調達の状況

当社は、当期に重要な借入等はおこなっていません。

(6) 重要な親会社の状況

当社の親組織は全国農業協同組合連合会で、当社の株式を 78,854 株(出資比率 100%)保有しています。

(7) 親会社等との間の取引に関する事項

ア. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親組織である全国農業協同組合連合会との間で事業施設管理や情報システム業務の受託等の取引を実施していますが、当該取引をするに当たっては、当該取引の必要性および取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的判断にもとづき、公正かつ適正に決定しています。

イ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、親組織等との取引について、上記ア. に記載の取引条件で

あることを確認しており、当該取引は当社の利益を害さないものと判断しています。

(8) 主要な事業内容

当社は、不動産の売買・仲介、事業施設における作業の請負、福利厚生施設（舎宅・寮）の賃貸および管理、損害保険代理業、総合広告業（各種媒体の取扱い・イベント企画・制作等）、オフィス什器・備品や生活関連商品の販売、印刷、情報システムに関する開発・保守・運用管理業務の受託および自社開発システム等の提供、情報処理機器・ソフトウェアの販売を主たる事業としています。

(9) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 店 (管理部門、管財事業本部) (情報サービス事業本部)	東京都文京区小石川1-1-1 文京ガーデンゲートタワー 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクススクエア新宿
東北支店	宮城県仙台市青葉区上杉1-2-16 JAビル宮城5階
秋田支店	秋田県秋田市新屋島木町1-41
新潟支店	新潟県新潟市西区山田2310-15 JA全農にいがた県本部 第2ビル2階
大阪支店	大阪府大阪市北区西天満1-2-5 大阪JAビル2階
福岡支店	福岡県福岡市中央区天神4-1-1 第7明星ビル3階
平塚支店	神奈川県平塚市東八幡4-18-1 JA全農営農・技術センター内
筑波支店	茨城県つくば市作谷1708-2 JA全農飼料畜産中央研究所内

(10) 使用人の状況

区分	当期末人数	前期末人数	前期末比増減数
社 員	514名	481名	33名増
嘱 託	49名	53名	4名減
専属社員	60名	59名	1名増
契約社員	83名	87名	4名減
合 計	706名	680名	26名増

注1. 上記人数に、当社への受入出向者(13名)ならびに全農他への出向者(37名)を含みます。

注2. 当期末の平均年齢：43.6歳、平均勤続年数：14.8年

(11) 主要な借入先および借入額

ソーシャルビジネス形成支援事業での申請では、「決算報告書類」は参考資料となり公開対象外書類となるため、非開示処理をした。(JANPIA)

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000 株
- (2) 発行済株式の総数 78,854 株
- (3) 当期末株主数 1 名
- (4) 株主

株 主 名	持株数	持株比率
全国農業協同組合連合会	78,854	100%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	久保田 治己	会社総括、内部監査	
常務取締役	小畑 俊哉	C I O（最高情報戦略責任者）、 コンプライアンス推進部、 新潟支店、（関東・甲信越地区担当）、DX企画部、 購買・営農システム部、 グループ関連システム部、 系統システム部	
常務取締役	田 島 裕	管財事業本部（総括）、総務 人事部、平塚支店、筑波支店	
常務取締役	白 蓋 昭人	情報サービス事業本部（総 括）、I T統括部、 運用管理部、事務集中システ ム部、管理販売システム部	
常務取締役	前 田 徹	不動産企画部、広告企画部、 大阪支店、福岡支店 （東海・北陸・近畿・中国・ 四国・九州・沖縄地区担当）	
常務取締役	福高 直樹	事業改革、 企画管理部、保険部	
常務取締役	梶田 泰久	事業開発推進部、東北支店、 秋田支店 （北海道・東北地区担当）	
取 締 役	下 地 勉	建設業経營業務の管理責任者	
取 締 役	平木 浩一		全国農業協同組合連合会
常勤監査役	白 田 俊朗		
監 査 役	山 口 文経		全国農業協同組合連合会
監 査 役	阪 本 清		弁護士

(注) 取締役 池田幸夫は、一身上の都合により2023年7月28日に退任しました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額	摘 要
取締役	9人	78,682,000円	報酬枠 105,000,000円
監査役 (うち、社外監査役)	2人 (1人)	13,308,000円 (1,800,000円)	報酬枠 14,000,000円
計	10人	99,072,000円	

注. 上記の社外監査役の親会社等からの役員報酬等はありません。

(3) 社外役員に関する事項

監査役 阪本 清は、朝日信用金庫の員外理事を兼務しておりますが、朝日信用金庫は当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

(4) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	阪本 清	当事業年度開催の取締役会9回（実開催は7回）のうち7回に、また、監査役協議会8回開催のうち8回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言をおこなっています。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の氏名 公認会計士 満田 庸一

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
報酬等の額	5,400,000円

注. 監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法 399 条第 1 項の同意の判断をしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

特段の方針の定めはありません。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は平成19年4月1日に「内部統制システムの基本方針」を制定し、内部統制システムの整備、運用に取り組んできましたが、近年の事業・経営環境の変化に対応するため、第8回取締役会に付議し2024年2月14日より以下の内容に改定し、運用しています。

内部統制システム構築に関する基本方針

改定 2024年2月 14日

当社は、基本理念にもとづき、事業活動をとおして利害関係者と良好な関係を築き、「経済」「社会」「環境」の三側面において企業として責任を果たしていくことをめざすものとし、本基本方針を定め、以下の10の項目について、内部統制を整備し運用する。

なお、本基本方針は内部統制の整備・運用状況を踏まえ、必要に応じ取締役会において見直しを行う。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、取締役および使用人が関連法規、定款、基本理念および全農グループ役員行動規範等を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う組織風土を構築するため、規定、規則等を制定する。

(2) 当社は、コンプライアンス推進体制を整備し、コンプライアンス定着に関する取り組み事項の協議と、推進を行う。

(3) 取締役および使用人は、重大な法令違反その他法令および社内規定の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、速やかに取締役会において報告する。

(4) 当社は、コンプライアンスに係る相談窓口やヘルプライン（第三者機関受付）等の通報制度を周知し、内部通報制度の利用を促進し、法令違反または行動規範の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

(5) コンプライアンス担当部署は年間の内部監査計画を定め、各部署の業務の適法性および妥当性について監査し、改善指導を行う。

不正行為や経営に重大な影響を及ぼす事案の原因究明、再発防止策の策定、および情報開示に関し、取りまとめ結果を踏まえ、取締役会に、再発防止策を報告する。コンプライアンス担当部署は再発防止策展開等の活動を支援する。また、全農グループの一員として一斉事業点検の実施と検証に取り組む。

(6) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(7) 当社は、業務上知った上場会社等の未公表の重要事実を適切に管理する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 当社は、取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等について、法令および「文書管理規則」「情報セキュリティ規則」にもとづき適切に作成、保存、管理する。

(2) 文書管理主管部署は、株主総会議事録、取締役会議事録など取締役の職務の執行

に必要な文書について、取締役および監査役が常時閲覧することができるよう保存、管理する。

- (3) コンプライアンス担当役員および担当部署は、個人情報について、法令および「個人情報保護規定」にもとづき厳重に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、効果的かつ総合的にリスク対応関連の規定等を制定・改廃する。
(2) 当社は、リスク事案の発生を可能な限り未然に防ぎ、事前に対応策を作成し、リスクの把握や管理に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、「取締役会規定」に決議事項や報告事項等を定める。また、当社は「経営組織規定」「職務権限規定」および「業務分掌規則」を制定し、職務遂行単位、各職位の責任体制を明確にし、業務の効率的な運営をはかる。
(2) 取締役は、3ヶ月に1回以上自己の職務執行状況について、取締役会に対して報告する。
(3) 取締役会は、3ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
(4) 取締役会は、中期事業計画ならびに年度事業計画を決定し、その執行状況を監督する。

5. 全農グループ（企業集団）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、全農および全農グループ会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、全農グループが適正な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。
①危機発生時の親法人への連絡体制を整備する。
②不祥事等の防止のための社員教育や研修等を実施する。
③親法人へ定期的に財務状況等の報告を行う。
④親法人等からの監査・調査を受け入れる。

6. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、会計基準その他法令を遵守するとともに、経理規定等のルールを整備し、適切な会計処理を行う。
(2) 当社は、適時・適切に財務報告を作成できるよう、適切な人員を配置するとともに人材育成に努める。

7. 監査役の補助使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 当社は監査役による監査の実効性を高め、監査職務が円滑に遂行されるために、監査役からの求めがある場合には職務遂行を補助する監査役スタッフを設置する。
(2) 取締役社長は監査役スタッフの人事考課、異動、懲戒等については、監査役の意見に同意し承認のうえ対処する。

8. 取締役および使用人から監査役に報告をするための体制および、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役および使用人に監査役の役割を明確に伝え、必要に応じ直接報

告・相談できる旨を周知する。

- (2) 当社は、取締役および使用人が監査役へ報告した場合には、内容の如何に関わらず不利な取扱いを受けないことを、コンプライアンス推進規則に定める。
- (3) 取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (4) 監査役が閲覧を求める社内書類および、重要な決裁書類等の提出要請を受けた部署は、速やかに提出する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用に関する事項

- (1) 当社は、監査役の職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払等の請求があるときは、当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じる。
- (2) 当社は、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる。
- (3) 監査役は、独自に外部の専門家と契約し、監査業務に関する助言を受けることができる。

10. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席し、意見表明をする。
- (2) 監査役は、随時会計システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- (3) 監査役に対して、代表取締役は内部通報制度「コンプライアンス相談窓口」の運用状況について定期的に報告する。また、取締役および使用人は、法令と各諸規定類の準拠に違反する事実があると認める場合、その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに監査役へ報告する。
- (4) 代表取締役は監査役の求めに応じ、定期的および随時に意見交換を実施する。

(改定履歴)

制定	平成 19 年 4 月 1 日	改定	平成 27 年 6 月 29 日
改定	平成 22 年 7 月 1 日	改定	平成 28 年 4 月 1 日
改定	平成 24 年 1 月 1 日	改定	平成 29 年 4 月 1 日
改定	平成 26 年 4 月 1 日	改定	2020 年 4 月 1 日

6. 当社における基本方針の運用状況の概要

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社は当年度に、各部署においてコンプライアンス職場研修を2回実施しました。
 - イ. 当社では、全農グループの一員として取り組んでいる一斉事業点検を6月～10月にかけて実施しました。
 - ウ. 当社は当年度に、取締役会決議となるリスク事案の発生はありませんでした。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア. 当社は、文書管理規則にもとづく文書作成、保管、管理の状況を確認しました。
 - イ. 当社では、従業員から取得するマイナンバー等の個人情報の管理を徹底しました。
 - ウ. 当社は当年度に、個人情報の取扱いにおいて課題は発生しませんでした。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社は当年度に、リスク管理に関する諸規定類1件の改定をおこないました。
 - イ. リスクは原因を追究し記録を残し、再発時の早期把握やマネジメントに努めました。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社は当年度に、取締役会を9回開催し、各取締役は自己の職務執行状況を報告しました。
 - イ. 当社は、2024年度事業計画を2023年度第9回取締役会で決議しました。
また、12月と3月開催の部長・支店長会議において、計画策定方針および事業計画を周知しました。
- (5) 全農グループ（企業集団）における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 全農および全農グループ会社間の取引について、当社の利益におよぼす影響について包括的に分析し、取引条件の適正を判断したうえで事業報告へ記載をおこないました。
 - イ. 当社は当年度に、全農との経営管理に関する覚書にもとづき、全農個別管理部門との経営検討会等を10回実施しました。
- (6) 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制
 - ア. 当社では、経理規定等の諸規定を整備し、それにもとづき適切な会計処理がおこなわれていることを確認しています。また、3月に経理担当者に対して決算処理要領等を周知しました。
 - イ. 当社では、適時・適切に財務報告を作成できるよう、経理担当部署に適切な人員を配置していることを確認しています。
- (7) 監査役の補助使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ア. 当社は当年度に、監査役の要請により職務遂行を補助する監査役スタッフを設置しました。
- (8) 取締役および使用人から監査役に報告をするための体制および、報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ア. 当社では当年度に、監査役に対する従業者からの直接通報はありませんでした。
 - イ. 当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を解説する社内ポータルサイトを開設し、監査役の役割や必要に応じ直接報告・連絡できる旨を周知しています。

- ウ. 当社は当年度に、監査役の要請にもとづく職務の執行状況その他の報告を適切に実施したことを、監査役と確認しました。
- (9) 監査役 of 職務の執行について生ずる費用に関する事項
- ア. 当社は、監査役が職務を執行する上で必要と想定される費用は、事業計画作成時に予算を計上しました。また、必要と認められる前払い等の請求があった際に、速やかに費用の支払いがおこなわれたことを確認しました。
- イ. 当社は、監査役が職務を執行するうえで緊急または臨時に支出した費用の償還請求について、事後の償還請求はなかったことを確認しました。
- (10) 監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社の監査役は取締役会に出席し、常勤役員会等、必要と認める重要な会議に自由に参加することを担保しました。
- イ. 当社は当年度に、「全農グループコンプライアンス相談窓口」(第三者機関受付)へ相談・通報が3件あったこと、また当社の「コンプライアンス相談窓口」の運用状況および相談・通報が3件あったこと、「職場のヘルプライン」(第三者機関受付)への相談等が5件あったことを監査役に報告しました。
- ウ. 当社は当年度に、代表取締役と監査役 of 定期的な意見交換の場を2回持ちました。

信頼と専門性を高めて拓こう

『未来のとびら』

 株式会社 全農ビジネスサポート